

長和町業務継続計画

R 7 年度改訂版

令和 8 年 3 月

長 和 町

目 次

第1章 総 則.....	2
第1節 業務継続計画の目的と方針.....	2
第1 業務継続計画とは.....	2
第2 改訂の目的.....	2
第3 基本方針.....	2
第4 業務継続計画（BCP）策定の効果.....	3
第2節 地域防災計画と業務継続計画の関係.....	4
第1 地域防災計画と業務継続計画の関係.....	4
第3節 業務継続計画の対象.....	6
第1 職員・施設.....	6
第2 災害の種類.....	6
第3 業務遂行の方法.....	6
第4 時間管理の考え方.....	6
第4節 業務継続計画の更新.....	7
第5節 業務継続計画（BCP）の発動・解除.....	8
第2章 予想される地震災害と被害想定.....	9
第1節 被害想定.....	9
第2節 町役場機能に及ぼす被害の想定.....	18
第3章 職員の参集.....	23
第1節 職員の配備基準・動員体制.....	23
第1 職員の配備基準.....	23
第2 配備体制.....	29
第2節 職員の参集時間の想定.....	36
第4章 優先的通常業務.....	41
第1節 優先的通常業務の範囲.....	43
第2節 優先的通常業務従事時の配慮.....	43
第5章 災害時の業務継続のための中・長期的な対策.....	45
第1節 執務環境の防災対策の充実.....	45
第2節 災害時の執務体制の強化.....	47

第6章	業務継続計画の運用.....	49
第1節	業務継続計画の運用開始・終了.....	49
第2節	業務継続計画の運用.....	49
第7章	優先的通常業務一覧.....	51
第1節	全課共通（災害対策本部では各班）.....	52
第2節	町長・副町長・教育長（災害対策本部では本部長及び副本部長）.....	52
第3節	総務課及び議会事務局（災害対策本部では本部室）.....	53
第4節	総合政策課・ふるさと納税特別任務室（災害対策本部では総務部）...	59
第5節	住民生活課（災害対策本部では住民生活部）.....	62
第6節	保健福祉課（保育園を除く）（災害対策本部では保健福祉部救助班）..	65
第7節	保育園（災害対策本部では保健福祉部保育園班）.....	68
第8節	産業建設課（災害対策本部では産業建設部）.....	69
第9節	教育課（災害対策本部では教育部）.....	73
第8章	災害対策本部管理業務.....	76
第1節	最優先解決業務（A）.....	76
第2節	優先解決業務（B）.....	80

第 1 章 総 則

第 1 節 業務継続計画の目的と方針

第 1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、大規模災害発生直後から 1 か月程度までの初動・応急活動を重点的に取り組むべき期間において「優先的に行う応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務等（優先的通常業務）」をあらかじめ特定し、人（職員）や物（役場庁舎や資機材等）、情報、ライフライン等の限られた資源を重点的に投じることで、業務の継続及び迅速な回復を目指す計画である。

第 2 改訂の目的

本町における防災対策は、町の住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害対策基本法第 42 条の規定に基づく「長和町地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）を基本計画として、大規模災害を想定し、災害予防から災害応急対策、災害復旧対策までの様々な取組を定めている。

また、大規模地震に対する対応力の向上を目的に、地震による影響によって町役場機能が低下する場合であっても業務を継続し、早期復旧させるための事前対策として、平成 30 年 5 月に「長和町業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を定めた。

この長和町業務継続計画の策定より 8 年近くが経過し、その間、町地域防災計画の改訂が進み、庁内外の状況に変化があること、そして、町職員の居住状況と災害時業務の精査を踏まえ、より実証的な業務継続に資するよう改訂を行う。

第 3 基本方針

大規模災害が発生した場合の業務継続に係る基本姿勢は、以下のとおりとする。

- （1）大規模災害発生時には、職員の安全を確保しつつ、住民の生命、生活、財産の保護にかかわる災害緊急業務を最優先とする。
- （2）発災から 72 時間までは、通常業務のうち、住民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える業務以外はいったん停止する。ただし、町災害対策本部を解散した場合はこの限りではない。
- （3）休止、縮小する通常業務は、平常時における重要性で判断せず、発災時の住民生活への影響・重要度をもって判断する。
- （4）イベント、会議、出張等は原則中止、延期する。また、公共施設の一般利用は、避難所等の災害緊急業務に利用する以外は休止する。
- （5）優先度の高い通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。
- （6）復旧・復興業務は、応急対応業務と並行して、早期に実施すべき基本的業務を対象とする。
- （7）上記の業務継続体制を維持するため、災害発生後も町職員が必要な業務を円滑に従事することができるよう、早期参集等による必要人員の確保や役場庁舎、ライフライン等の資源確保対策を計画的に講じておく。

第4 業務継続計画（BCP）策定の効果

（1）業務立ち上げ時間の短縮

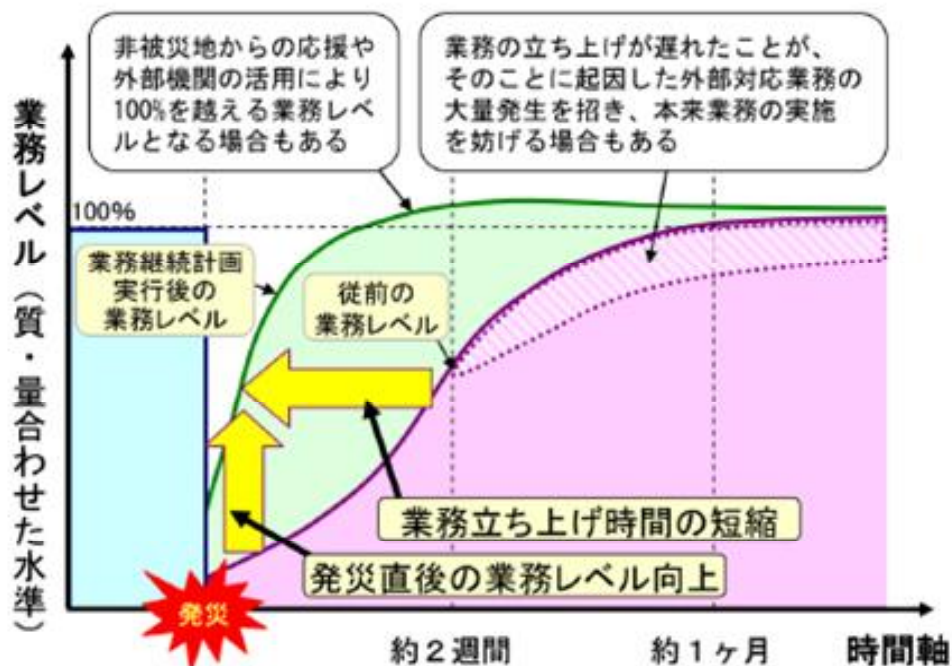
非常時に実施すべき業務の時系列ごとの整理、指揮命令系統の明確化、職員研修及び訓練による災害対応能力の向上を図ることにより、業務立ち上げ時間の短縮が図られる。

（2）発災直後の業務レベルの向上

非常時に実施すべき業務の時系列ごとの整理や、職員研修及び訓練に加え、庁舎の耐震性確保、執務室の書棚等の転倒防止、非常用燃料・通信手段の確保等、業務実施にあたっての環境整備を進めることにより、実施する業務レベルの向上が図られる。

（3）災害対応業務のために必要なマンパワーの確保

時系列ごとの災害対応業務と、災害時にも継続又は早期再開すべき通常業務を整理することにより、膨大な災害対応業務のためのマンパワーを確保することができる。



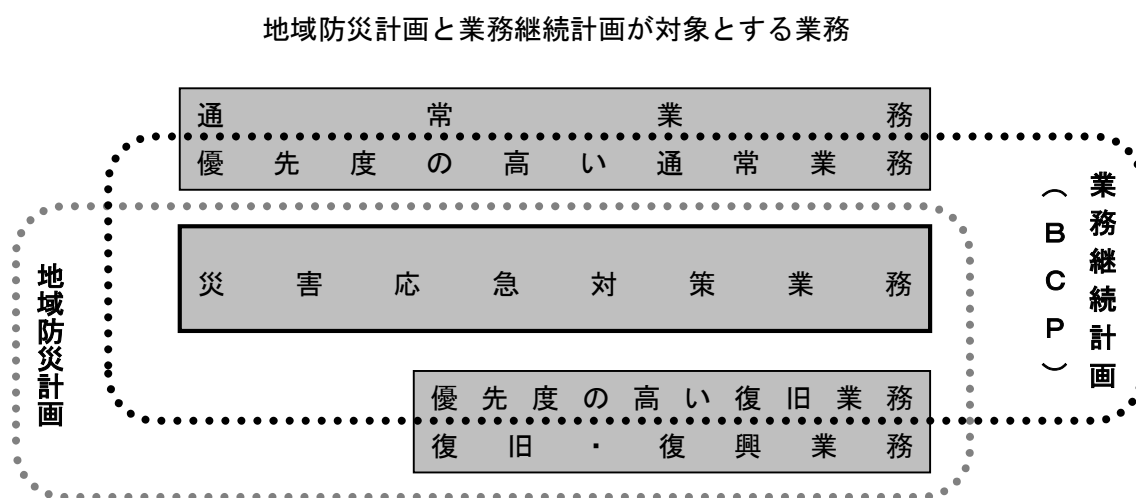
第2節 地域防災計画と業務継続計画の関係

第1 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画は、町が実施する「予防」、「応急」、「復旧・復興」に至る業務を総合的に示す計画である。災害時における通常業務の具体的な取扱いについては、含まれていない。

一方、業務継続計画は、利用可能な必要資源の配分や合理化、継続する業務の特定及び対策の実施等に主眼を置き、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「優先的通常業務」としてあらかじめ抽出し、制約された資源の効率的な投入体制を明確化し、優先的通常業務遂行の実効性を確保する計画である。

優先的通常業務は、「優先度の高い通常業務（優先的通常業務）」、「応急対策業務・優先度の高い復旧業務（災害対応業務）」に分類する。このうち、災害対応業務は、地域防災計画でも扱う業務である。



「長和町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、長和町防災会議が策定する法定計画であり、本町、防災関係機関、事業者及び町民が災害への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、「長和町業務継続計画」は、被災により制約が伴う状況下にあっても、災害対応業務及び優先的に継続すべき通常業務を的確に実施するために、本町が独自に定めるものである。

地域防災計画と業務継続計画の相違点は、次ページのとおりである。

地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・ 地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・ 発災時の限られた必要資源を基に、優先的通常業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
位置づけ	・ 地震災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有する計画	・ 地域防災計画の細部計画及び通常業務復旧のための実行計画
対 象	・ 町 ・ 防災関係機関（県、地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関等） ・ 事業所 ・ 町の住民	・ 町
行政の被災	・ 行政の被災は、特に想定する必要がない	・ 庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
対象業務	・ 災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）	・ 優先的通常業務（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）
計画期間	・ 予防～応急対策、復旧・復興	・ 発災から1か月程度
視 点	・ 行政自体への被害は明確に想定されていない ・ 対応すべき対策をもれなく記載	・ 行政自体にも被害があることが前提 ・ 非常時の優先業務を絞り込む ・ 業務の開始目標やレベル等をあらかじめ定める

第3節 業務継続計画の対象

第1 職員・施設

本計画の対象となる職員・施設は、町職員（一般職員）全員及び町が所有・管理する全施設とする。

第2 災害の種類

本計画が対象とする災害の種類は「地震」とする。

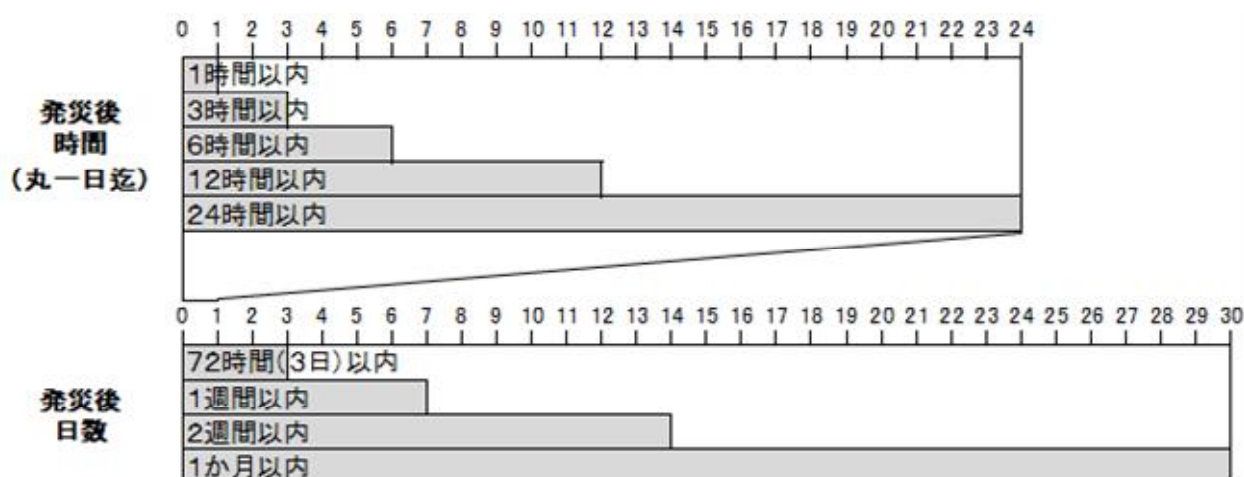
なお、本町で想定される風水害等その他の大規模災害時においても、本計画を参考に対応する。

第3 業務遂行の方法

町内の被災状況と町職員の直接の被災状況によっては、業務の遂行が円滑にいかない可能性があり、臨機応変に対応するとともに、各班の班長は、適宜、本部長への業務報告を行い、指示を受けるものとする。

第4 時間管理の考え方

各業務の開始（着手）時間、終了（別途定める一定程度までの達成）時間については、発災からの時間をもとに、「1時間以内」、「3時間以内」、「6時間以内」、「12時間以内」、「24時間以内」、「72時間以内」、「1週間以内」、「2週間以内」、「1か月以内」の9つに分けて、事前に定めるものとする。また、「1時間以内」の業務の中で、特に至急の着手が必要な業務については、「第8章 災害対策本部管理業務」においては、「直ちに」という表記を用いて区別している。



第4節 業務継続計画の更新

本計画は、社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、定期的かつ継続的に見直し・更新が行われなければならない。

特に次の事由が生じた場合は、必ず見直し・更新を行うものとする。

- 1 本町の地震被害想定の更新時
- 2 地域防災計画等の改訂時
- 3 機構改革や人事異動の実施時及び職員の転居時
- 4 計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時
- 5 業務継続計画との整合を図るべき計画の策定又は改訂時

第5節 業務継続計画（BCP）の発動・解除

本計画は、社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、定期的かつ継続的に見直し・更新が行われなければならない。

（1）発動要件

大規模な地震の発生により、長和町災害対策本部が設置されるとともに、町域及び役場機能に甚大な被害が生じた場合、若しくは長和町災害対策本部長（以下、「本部長」という。）が必要と認めた場合とする。

（2）発動権限者

発動要件に基づき、本部長が発動の是非について決定するものとする。

なお、本部長に事故があるときは、長和町災害対策本部条例の規定等による代理者である災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を発動権限者とする。

（3）事務局

総務課危機管理担当（以下「危機管理担当」という。）が事務局となり、発動手続に関する事務を処理する。

（4）発動の流れ

- ①長和町災害対策本部の本部会議において、副本部長及び各対策部長は、本部会議において、町域及び役場機能の被害状況等を本部長に報告する。
- ②本部長は、副本部長及び各対策部長からの報告に基づき、業務継続計画の発動の可否について決定する。
- ③発動が決定された場合、総務課危機管理担当は、直ちにその旨を各対策部長及び防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。
- ④各対策部長は、町の被災状況に応じて初動体制を速やかに確保する。
- ⑤優先的通常業務は、災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各部で対応体制を取りまとめ、危機管理担当に報告する。
- ⑥危機管理担当は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

（5）業務継続計画（BCP）の解除

本部長は、本町における全ての優先的通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、各対策部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

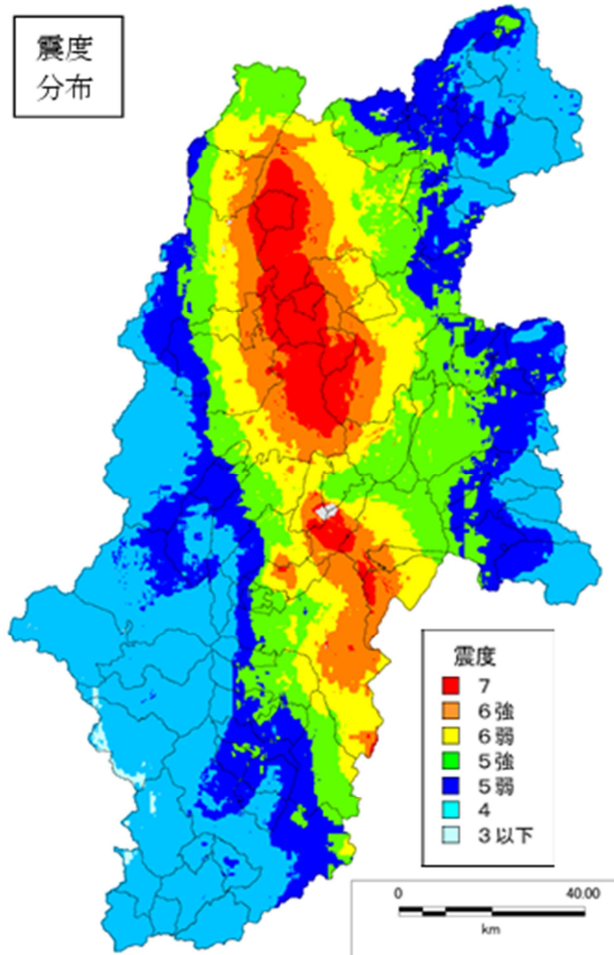
第2章 予想される地震災害と被害想定

第1節 被害想定

本計画における被害想定は、平成27年3月に公表された「長野県地震被害想定調査報告書」において、本町において最も大きい被害を発生させる可能性がある「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体 Mj8.5）」とする。また、地震の発生だけでなく、二次的に発生する地すべり等の土砂災害や水害等にも備えるものとする。

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）（Mj8.5）とは

糸魚川－静岡構造線断層帯は、日本列島のほぼ中央部に位置する、全長140～150kmの活断層帯で、北は長野県小谷村付近から南は山梨県富士川町付近に達し、北部、中部（牛伏寺断層を含む）及び南部の3つの区分からなる。糸魚川－静岡構造線断層帯で発生する地震のうち、全体が1つの区間として活動する場合でマグニチュード8.5となる。この地震が発生した場合、長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、中部では場所によっては上下変位を伴う横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみを生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。（以上、第3次長野県地震被害想定調査報告書より引用）



本町における被害想定は、以下のとおりである。

家屋被害				人的被害		最大 避難者数	避難所 避難者の 要配慮者数
揺れによる		土砂災害による		建物倒壊			
全壊	半壊	全壊	半壊	死者	負傷者		
120 棟	470 棟	10 棟	40 棟	10 人	70 人	860 人 (2 日目)	90 人

県が想定する各地震の町内の被害想定を以下のとおり整理する。

最大震度(対象全て掲載)	長野盆地西縁断層帯	ケース1	5弱
		ケース2	5弱
		ケース3	5強
		ケース4	5強
	糸魚川－静岡構造線断層帯	全体 Mj8.5	7
		北側 Mj8.0	6強
		南側 Mj7.9	6弱
	伊那谷断層帯(主部)	ケース1	5強
		ケース2	5強
		ケース3	5強
		ケース4	5強
	阿寺断層帯(主部南部)	ケース1	4
		ケース2	4
	木曽山脈西縁断層帯(主部北部)	ケース1	5強
		ケース2	5弱
	境峠・神谷断層帯(主部)	ケース1	5弱
		ケース2	5弱
		ケース3	5弱
		ケース4	5弱
	想定東海地震	想定東海地震 M8.0(統計的 グリーン関数法)	4
		想定東海地震 M8.0 (経験的手法)	5強
		想定東海地震 M8.0(最大震度 の重ね合わせ)	5強
	南海トラフ巨大地震	南海トラフ巨大 地震 M9.0 (基本ケース)	4
		南海トラフ巨大 地震 M9.0 (陸側ケース)	5弱
		南海トラフ巨大 地震 M9.0 (経験的手法)	5強
		南海トラフ巨大 地震(最大震度 の重ね合わせ)	5強

以下は、想定される地震のうち、本町において想定される最も被害の大きい事例（その多くは「糸魚川－静岡構造線断層帯」）、若しくは特徴的な事例のみを抽出している。

●地震時危険度

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	急傾斜地崩壊危険箇所				山腹崩壊危険地区				合計			
	箇所数 (箇所)	危険度ランク (箇所)			箇所数 (箇所)	危険度ランク (箇所)			箇所数 (箇所)	危険度ランク (箇所)		
		A	B	C		A	B	C		A	B	C
	71	26	27	18	19	10	4	5	90	36	31	23

●地すべり危険度

	箇所数	地すべり危険箇所の危険度ランク			箇所数	地すべり危険地区の危険度ランク		
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	(箇所)	a	b	c	(箇所)	a	b	c
	7	4	3	0	1	0	1	0

●雪崩危険度

いずれも被害想定無し

●液状化による建物被害

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	基本ケース	
	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)
	*	*

※「*」はわずかであることを示す。(以下同)

●揺れによる建物被害

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	基本ケース			
	全壊棟数(棟)		半壊棟数(棟)	
	120	120	470	470

●断層変位に伴う建物全壊棟数

いずれも被害想定無し

●出火件数

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	全出火件数			炎上出火件数			消化可能件数		残出火件数
	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	平常時	強風時	
	0.1	0.1	0.5	0.0	0.1	0.2	0.5	0.3	0

●市町村別焼失棟数

被害想定無し

●消火可能件数

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	可住地面積(k m ²)	消防ポンプ車数	小型動力ポンプ	水利数	消火可能件数	
					平常時	強風時
	23.38	2	23	111	0.5	0.3

●建物被害

		液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	冬深夜・強風及び平常風速時、夏 12 時・強風時、夏 12 時・平常風速時、冬 18 時・強風時、冬 18 時・平常風速時	*	*	120	470	10	40	0	130	500

※「*」はわずかであることを示す。(以下同)

●人的被害

		死者数	負傷者数	重傷者数
		合計	合計	合計
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	冬深夜・強風及び平常風速時	10 (*)	130 (30)	50 (*)
	夏 12 時・強風及び平常風速時	10 (0)	70 (*)	40 0
	冬 18 時・強風及び平常風速時	10 (0)	110 (30)	50 0

※括弧 () は観光客を考慮した場合と観光客無しとした場合の人数の差を示す。

●自力脱出困難者数

	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	20 (*)	10 0	10 (*)

●避難者数

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	被災 1 日後			被災 2 日後			被災 1 週間			被災 1 か月後		
	避難者			避難者			避難者			避難者		
	計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外
	170	100	70	860	430	430	570	290	290	390	120	270

●避難所避難者数と要配慮者数

	被災 1 日後		被災 2 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
	避難所 避難者数	要配慮者 数	避難所 避難者数	要配慮者 数	避難所 避難者数	要配慮者 数	避難所 避難者数	要配慮者 数
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	100	20	430	90	290	60	120	20

●強風時の自力脱出困難者数と要配慮者数

	被災 1 日後		被災 2 日後		被災 1 週間後	
	冬深夜	冬深夜 要配慮者数	夏 12 時	夏 12 時 要配慮者数	冬 18 時	冬 18 時 要配慮者数
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	20	*	10	*	10	*

●負傷者数と要配慮者数

	冬深夜	冬深夜 要配慮者 数	夏 12 時	夏 12 時 要配慮者 数	冬 18 時	冬 18 時 要配慮者 数
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	130	30	70	10	110	20

●食料過不足量

	備蓄食料(食)			避難所避難者数			食料過不足量(食)		
	県	町	合計	1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	0	144	144	99	428	383	△214	△1,754	△3,132

●飲料水過不足量

	備蓄飲料水(リットル)								
	県	町	合計	断水人口(人)			飲料水過不足量(リットル)		
				1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震(全体)	0	180	180	3,409	2,780	2,416	△ 10,046	△ 18,387	△ 25,636

●毛布の過不足量

	毛布(枚)	避難所避難者数			生活必需品(毛布)過不足量(枚)		
	町	1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震(全体)	0	99	428	383	△199	△856	△766

●災害廃棄物の発生量想定

(冬 18 時・強風時) (トン)	糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震(南側)
	9,340	330	40

●孤立集落数

	孤立の可能性 がある集落	震度 6 強 以上の集落	アクセス困難 のおそれがある集落	重複	合計
糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震(全体)	4	1	0	0	1

●道路施設被害箇所数

糸魚川-静岡構造線断 層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断 層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断 層帯の地震(南側)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)
3	1	1	1

●断水人口、断水率

	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	6,450	5,490	85	3,300	51	1,590	25	240	4
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	6,450	2,680	42	810	12	290	4	20	0
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	6,450	730	11	110	2	30	0	*	0

●機能支障人口、機能支障

	処理人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
		機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	6,200	5,430	88	3,590	58	1,750	28	230	4
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	6,200	2,490	40	560	9	50	1	20	0
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	6,200	950	15	260	4	20	0	20	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	6,200	1,120	18	250	4	20	0	20	0

●被災直後停電軒数、停電率、（参考）配電線被害による停電軒数

	電灯 軒数	被災直後停電軒数（軒）						被災直後停電率（％）					
		平常時			強風時			平常時			強風時		
		冬	夏	冬	冬	夏	冬	冬	夏	冬	冬	夏	冬
		深夜	12時	18時	深夜	12時	18時	深夜	12時	18時	深夜	12時	18時
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	3,550	2,660						75					
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	3,550	1,260						35					
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	3,550	360						10					

	配電線被害による停電軒数（軒）					
	平常時			強風時		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	20					
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	*					
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	*					

●停電軒数、停電率

	電灯 軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停電 軒数	停電 率	停電 軒数	停電 率	停電 軒数	停電 率	停電 軒数	停電 率
		(軒)	(％)	(軒)	(％)	(軒)	(％)	(軒)	(％)
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	3,550	2,660	75	760	22	90	2	10	0
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	3,550	1,260	35	150	4	10	0	*	0
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	3,550	360	10	20	1	*	0	*	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	3,550	460	13	20	1	0	0	0	0

●被災直後（停電の影響 50%及び 100%）・1 日後・1 週間後・1 か月後の固定電話不通回線数、不通回線率

回線数 (回線)	被災直後 (停電の影響が 50%)		被災直後 (停電の影響が 100%)		被災 1 日後		被災 1 週間後	
	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	1,230	37	2,450	75	700	22	10	0
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	580	18	1,160	35	610	55	20	2
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	160	5	330	10	20	1	*	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	210	6	420	13	20	1	0	0

※被災 1 週間以降は被害想定 0 若しくは*

●携帯電話停波基地局率・不通ランク

	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
	停波 基地局 率 (%)	不通 ランク	停波 基地局 率 (%)	不通 ランク	停波 基地局 率 (%)	不通 ランク	停波 基地局 率 (%)	不通 ランク
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	11	A	38	-	5	-	1	-
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	5	C	9	-	0	-	0	-
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	1	-	1	-	0	-	0	-
南海トラフの巨大地震(陸側ケース)	2	-	1	-	0	-	0	-

不通ランク A：非常につながりにくい B：つながりにくい C：ややつながりにくい

●重要施設の建物使用可能性評価結果

	長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	糸魚川静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川静岡構造線断層帯の地震(南側)	伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)
災害対策本部施設	C:1	B:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1
警察・消防活動拠点施設	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1
避難活動拠点施設	A:0 B:0 C:74	A:10 B:28 C:36	A:0 B:10 C:64	A:0 B:0 C:74	A:0 B:0 C:74	A:0 B:0 C:74	A:0 B:0 C:74	A:0 B:0 C:74	A:0 B:0 C:74	A:0 B:0 C:74	A:0 B:0 C:74
医療活動拠点施設	C:1	B:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1	C:1

注)A:機能に支障をきたす可能性がある

B:概ね使用可能であるが、一部使用に制限が生じる可能性がある

C:使用可能である

●被災可能性のある国の文化財・県の文化財

対象数はそれぞれ1と1で、被害想定はいずれも0

第2節 町役場機能に及ぼす被害の想定

1 町役場

町役場等の被害想定と備蓄の現状は、次のとおりである。

被害想定と現状	
構造上の被害	○本庁舎は平成28年2月に竣工しており新耐震対応済みのため、倒壊せず利用できる。 ○長久保支所、大門支所、和田支所についても、新耐震対応済みのため、倒壊せず利用できる。 ○各庁舎とも、建物内ではガラスの飛散、棚・機器等転倒により、業務再開までに時間を要する。
電力	○発災直後は断線等により、3日間程度は電力供給されない可能性がある。 ○本庁舎は非常用発電機にて、72時間利用可能である。 【100%負荷運転時は、 ・90kVA 非常用発電機、燃料タンク 950L 41.1時間 給水ポンプ・基幹系情報機器・災害関係設備等 ・60kVA 非常用発電機、燃料タンク 190L 12.7時間 空調関係（サーバー室等）・執務室等一部電源】 ○和田支所は非常用発電機にて、22.6時間利用可能である。 【52ps 非常用発電機、燃料タンク 400、運転時間 22.6時間】 ○長久保支所、大門支所は、非常用発電機はない、小型発電機が配備されているが、長時間の運用は難しい。 ●本庁舎（非常用発電機） 発電機仕様：立方水冷4サイクルディーゼル（100%負荷運転時） ・90kVA 非常用発電機、燃料タンク 950L 41.1時間 給水ポンプ・基幹系情報機器・災害関係設備等 ・60kVA 非常用発電機、燃料タンク 190L 12.7時間 空調関係（サーバー室等）・執務室等一部電源 ●和田支所（非常用発電機） ・発電機仕様：立方水冷4サイクルディーゼル（100%負荷運転時） 52ps 非常用発電機、燃料タンク 400、運転時間 22.6時間 ●長久保支所（非常用発電機） ・非常用発電機は無いが、発災直後のみ誘導灯が運転。 ●情報館（非常用発電機） ・発電機仕様：立方水冷4サイクルディーゼル（100%負荷運転時） 35ps 非常用発電機、燃料タンク 190L 28.7時間
防災無線行政	○基地局は非常電源、中継局及び屋外拡声子局のバッテリーは24時間（10分使用、50分未使用）、移動局は使用頻度等により数時間で充電が必要となる可能性あり。

被害想定と現状		
電話	固定電話	○本庁舎で非常時優先電話のみ利用ができる。 ○固定電話は、N T T回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日は使用できない可能性が高く、3日間程度は通話規制される可能性がある。 ●非常時優先電話は本庁舎に3台、長久保支所・和田支所にはなし。 ●衛星携帯電話は、本庁舎3台、町長車1台。
	携帯電話	○携帯電話は、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日は使用できない可能性が高く、3日間程度は通話規制される可能性がある。メールは若干遅配する可能性はあるものの発災後でも送受信可能である。 ○衛星携帯電話、本庁舎に4台配備しており、連絡手段として有効性が高いが電波状態が悪い。
執務環境		○庁舎内の書架やキャビネットの転倒、O A機器の損壊及び書類等の散乱が発生 ○各庁舎内ではガラスが散乱し、机上の書類、ディスプレイ等が落下 ○上記により、各庁舎では数時間は業務再開が困難。 ○空調施設：故障により、最長で1週間程度動作しない可能性がある。 ○水が供給されない場合、機能は停止せざるを得ない。（3日間の機能停止）
エレベーター		○本庁舎（1基）、和田支所（1基） ○停電も含め、バッテリーで最寄り階に停止、ドアが開放されるので、閉じ込めの可能性は極めて低い。 ○万が一閉じ込められた場合は、保守業者が対応。 ○停電のため電力回復まで3日程度は使用できないが、余震用に伴う閉じ込めを考慮し、しばらくの間、使用停止を想定。
情報システム	サーバー	○庁舎内 LAN や主要な業務システムは、発災3日目より徐々に回復。 ○長和町の情報システムの被害状況は以下のとおり。 ①業務システム全般への影響 公会計システム、インターネットシステム、総合行政システム（予備回線含む）、LGWAN システム、マイナンバー系システム、戸籍システム、防災系システム、IP 電話が端末、ネットワーク等破損の影響により業務停止する可能性あり。 ②サーバー類への影響 アンカーで固定してあるサーバーは転倒しないが、一部ファイルサーバー、NAS、ネットワーク機器については転倒により破損の可能性あり。 ③ネットワーク類への影響 庁内ネットワーク（LAN、光ケーブル、ハブ、L2 スイッチ）が断線、破損する可能性あり。
	P C	○端末機器への影響 職員執務室設置のデスクトップパソコン（本体、ディスプレイ）、ノートパソコン、シンククライアント接続端末が落下・転倒により破損する可能性あり。
資機材		○数日間、業務に従事することを想定。職員自身による食料等の調達が困難なため、その間の食料・飲料水の確保が必要。
食料		○数日間、業務に従事することを想定。職員自身による食料等の調達が困難なため、その間の食料・飲料水の確保が必要。 ●職員用飲料水・食料等の備蓄なし

被害想定と現状		
水道	上水道	○上水道では以下の被害が発生 ・電力途絶により給水タンクへくみ上げができないため、蛇口からの給水は電力復旧まで3日程度利用できない。 ●本庁舎 受水槽 1台【庁舎西側駐車場】 容 量 11 m³ 使用量 3.5 m³/日 ●和田支所 水道管直結のため、管の損傷で、給水できなくなるおそれがある。 ●長久保支所 水道管直結のため、管の損傷で、給水できなくなるおそれがある。
	下水道	○下水道では以下の被害が発生 ・下水道へ影響が出た場合、下水に流れる設備は利用できない。 ・長期化する場合には仮設トイレ等を調達する必要がある。 ・下水道の各処理場の管理等は新耐震基準を満たしており利用可能。非常用発電機の燃料は1日程度の停電にしか対応できない。 ・各ポンプ場の土木構造物はL2 地震動に未対応のため、ポンプ施設が運転できないおそれがある。非常用発電機の燃料は半日程度の停電にしか対応できない。 ●本庁舎 下水管の損傷で、排水できなくなるおそれがある。 ●和田支所 下水管の損傷で、排水できなくなるおそれがある。 ●長久保支所 下水管の損傷で、排水できなくなるおそれがある。
ガス		●本庁舎 LPG 980 kg 1本 耐震仕様になっているが、ガス管の損傷で、使用できなくなるおそれがある。 ●和田支所 LPG 20 kg 2本 耐震仕様になっているが、ガス管の損傷で、使用できなくなるおそれがある。 ●長久保支所 LPG 9500 kg 1本 耐震仕様になっているが、ガス管の損傷で、使用できなくなるおそれがある。
I P 無線		●I P 無線機（本庁舎8台、消防団17台配備）
トイレ		●職員用の簡易トイレ・携帯トイレ等の非常用トイレの備蓄はなし

第3節 業務継続計画（BCP）に特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。町はこれらの6要素についてあらかじめ定めておくものとする。

	要素	内容
1	町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・優先的通常業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
2	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
3	電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
4	災害時にもつ繋がりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
5	重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
6	優先的通常業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

第4節 町役場が使用できなくなった場合の代替施設

役場庁舎が被災により拠点を移さなければならない場合は、役場庁舎が有する機能、各種災害の影響を考慮し、次の施設に拠点を移すこととする。

第1順位	和田支所	長和町和田 2872	0268-88-2345
第2順位	長久保支所	長和町長久保 1699	0268-68-3105

施設名	建築年	災害危険度				付帯施設・事務機器等					同時被災の可能性 のある災害	代替調査候補
		浸水	土砂災害	震災	火災	非常用発電機	通信機器	情報システム	水・食料・ トイレ等備蓄	事務機器・備品		
和田支所	昭和59年	×	○	○	○	自家発電	無	防災行政無線	有	有	有	○
長久保支所	昭和55年	×	×	○	○	無	無	無	有	有	有	○

第3章 職員の参集

第1節 職員の配備基準・動員体制

職員は、次の配備基準に従って、各配備につくものとする。

第1 職員の配備基準

職員は、次の配備基準に従って、各配備につくものとする。

町長は、長和町及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。また、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の配備指令を発令する。

災害警戒本部

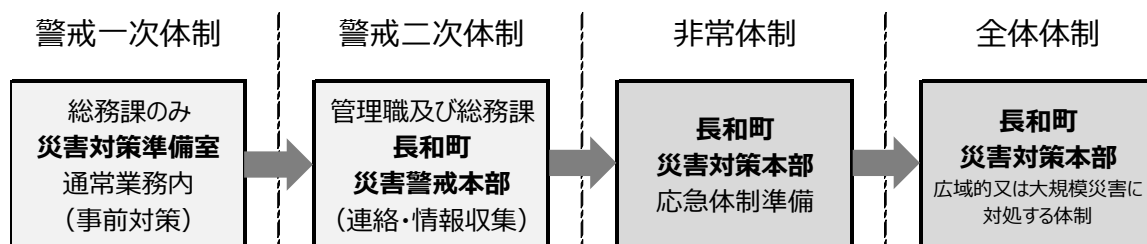
（1）災害警戒本部、地震災害警戒本部の設置基準

町内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策活動を必要とする場合は、長和町災害対策本部条例の定めるところにより、町長は、「長和町災害対策本部」若しくは「長和町災害警戒本部」、「長和町地震災害警戒本部」を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、県や国が現地対策本部等を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策に当たるものとする。

ア 風水害発生時の配備動員基準

災害応急対策に対処するため、状況に応じて以下の活動体制をとる。

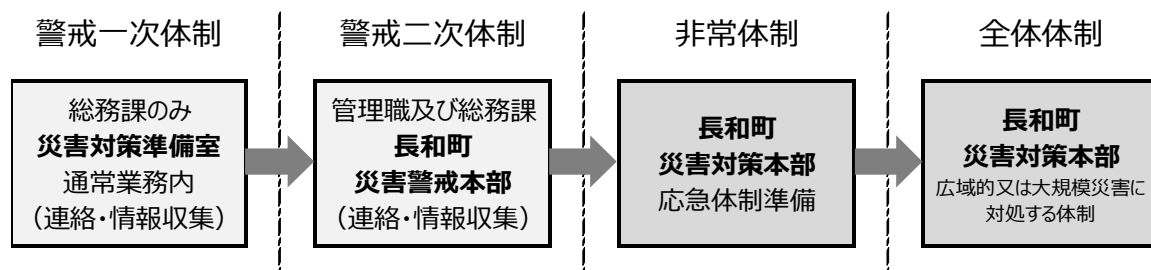


活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒一次体制 (災害対策準備室) 参集場所： 総務課 執務室	○総務課職員により情報収集・伝達を行う（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○総務課長が必要と認めた場合、課内職員により増員を行う	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	(1) 降雨時、梅雨期等に長和町において大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき、若しくは台風接近時に長和町が強風域に入る可能性があるときで、総務課長が必要と認めるとき (2) 依田川の水位が、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき (3) 災害のおそれがあり、町長が必要と認めたとき
警戒二次体制 (災害警戒本部) 参集場所： 総務課 執務室	○災害発生前の体制で、総務課職員は庁内各部署や防災関係機関との連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行い得る体制とする	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は町長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	(1) 降雨時、梅雨期等に長和町において大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、若しくは台風接近時に長和町が強風域に入る可能性があるときで、総務課長が必要と認めるとき (2) 依田川の水位が、避難判断水位に達するおそれがあるとき (3) キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき (4) 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき (5) 依田川に水防警報が発令されたとき (6) 災害のおそれがあり、町長が必要と認めたとき

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
非常体制 (災害対策本部) 参集場所： 災害対策室 (一般職員指定箇所)	○災害発生直前又は発生後の体制で、各課長は警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動を円滑に行い得る体制とする	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は町長が配備の必要ないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	(1) 降雨時、台風接近時等長和町において土砂災害警戒情報及び、特別警報が発表されたとき、若しくは被害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めるとき (2) 依田川の水位が、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき (3) キキクル(大雨警報(浸水害又は土砂災害)の危険度分布(気象庁HP))により、町域内に「危険(紫色表示)」が表示されたとき (4) 避難指示の発令(警戒レベル4)が検討される災害の発生が予想されるとき (5) 大規模の災害となるおそれがあり、町長が必要と認めたとき
全体体制 (災害対策本部) 参集場所： 災害対策室 (一般職員指定箇所)	○町の組織及び機能の全てを挙げて広域的又は大規模災害に対処する体制とし、災害対策本部は町の所要人員は各所属職員全員とする ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する	右の基準に該当したときから、町長が配備の必要ないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで	(1) 町内の複数又は全域で災害が発生したとき、若しくはさらに甚大な被害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めるとき (2) 依田川で、氾濫が発生するおそれがあるとき (3) キキクル(大雨警報(浸水害又は土砂災害)の危険度分布(気象庁HP))により、町域内に「災害切迫(黒色表示)」が表示されたとき (4) 緊急安全確保の発令(警戒レベル5)が検討される災害の発生が予想されるとき (5) 町内に特別警報が発表されたとき (6) 大規模の災害となるおそれがあり、町長が必要と認めたとき

イ 震災発生時の配備動員基準

災害応急対策に対処するため、状況に応じて以下の活動体制をとる。



(活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準を示す。)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒一次体制 (災害対策準備室) 参集場所： 総務課 執務室	◎総務課職員により情報収集・伝達を行う（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ◎総務課長が必要と認めた場合、課内職員により増員を行う	右の基準に該当したときから、総務課長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで	(1) 町域で震度3の地震が発生した場合 (2) 「南海トラフ地震臨時情報」が発令されたとき、若しくは、災害が発生するおそれのあるときで総務課長が必要と認めたとき
警戒二次体制 (災害警戒本部) 参集場所： 総務課 執務室	◎総務課職員は庁内各部局や防災関係機関との連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う ◎各課長は情報収集活動を円滑に行い得る体制とする	右の基準に該当したときから、町長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで	(1) 町域で震度4の地震が発生した場合 (2) 「南海トラフ地震臨時情報」が発令されたとき、若しくは、その他町長が必要と認めたとき
非常体制 (災害対策本部) 参集場所： 災害対策室 (一般職員 指定箇所)	◎各課長は警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える ◎事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、輸送、医療、救護等の応急対策活動を円滑に行い得る体制とする	右の基準に該当したときから、町長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで	(1) 町域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 (2) 「南海トラフ地震臨時情報」が発令されたときで町長が必要と認めたとき
全体体制 (災害対策本部) 参集場所： 災害対策室 (一般職員 指定箇所)	◎町の組織及び機能の全てを挙げて広域的又は大規模災害に対処する体制とし、災害対策本部は町の所要人員は各所属職員全員とする ◎災害の推移により、必要な人員による体制を構築する	右の基準に該当したときから、町長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで	(1) 町域で6弱以上の地震が発生した場合

※本町は「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村」ではない。

(2) 特別警報の発表

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。町は、下表の例のように、避難指示の判断材料等に活用するほか、直ちに住民に対し、町防災行政無線（防災無線屋外スピーカーと有線告知端末）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、黒耀の里 ゆいねっと（CATV）、広報車、ソーシャルメディア等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

特別警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類				
		大雨		暴風	大雪	暴風雪
		(土砂災害)	(浸水害)			
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HP等から最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸等家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に「高齢者等避難」発令 ・応急対応体制確立 ・必要地域に「避難指示」発令 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場等へ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
		土砂災害警戒情報 大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・必要地域に「緊急安全確保」発令 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）					

長和町の警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在

発表官署 長野地方気象台

種 類			基 準	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	98
	洪水		流域雨量指数基準	依田川流域=20.9、五十鈴川流域=4.7、大門川流域=13.8、追川流域=7.3
			複合基準※ ¹	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義浪高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	5
			土壌雨量指数基準	74
	洪水		流域雨量指数基準	依田川流域=16.7、五十鈴川流域=3.8、大門川流域=11、追川流域=5.8
			複合基準※ ¹	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義浪高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 20%で実効湿度 55%※ ²	
	なだれ		1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上高い、又は日降水量が 15mm 以上	
	低温		夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合	
	着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表している。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

第2 配備体制

1 勤務時間内における配備

(1) 伝達方法

配備決定に基づく総務課長からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内

(ア) 本庁舎：庁内電話等により速やかに伝達する。

(イ) 和田支所及び出先：本庁舎関係課から電話、携帯電話等により速やかに行う。

イ 勤務時間外

防災行政無線（同報系）、音声告知端末による町内一斉放送、電話等のうち、最も速やかに行える方法により行う。

(2) 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

(3) 自主参集

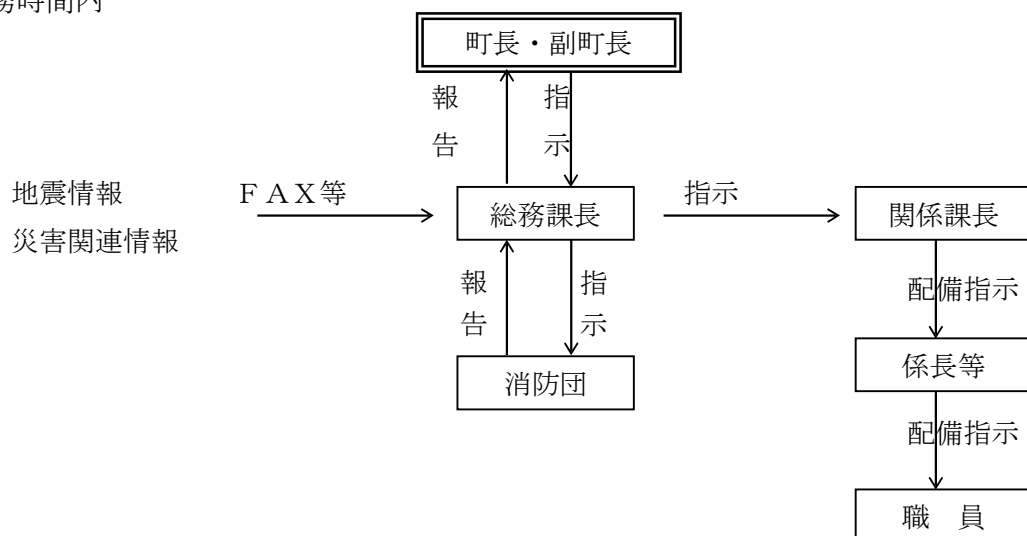
職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

道路の寸断等により、登庁ができない場合は、その旨を連絡した上で指示を受けるものとする。また、震度4以上は、通常の電話等による伝達は行わないので、テレビ、ラジオ、インターネット等の災害情報（注意報・警報等）及び地震情報を各自で収集し、伝達を待つことなく、直ちに定められた場所に参集するものとする。

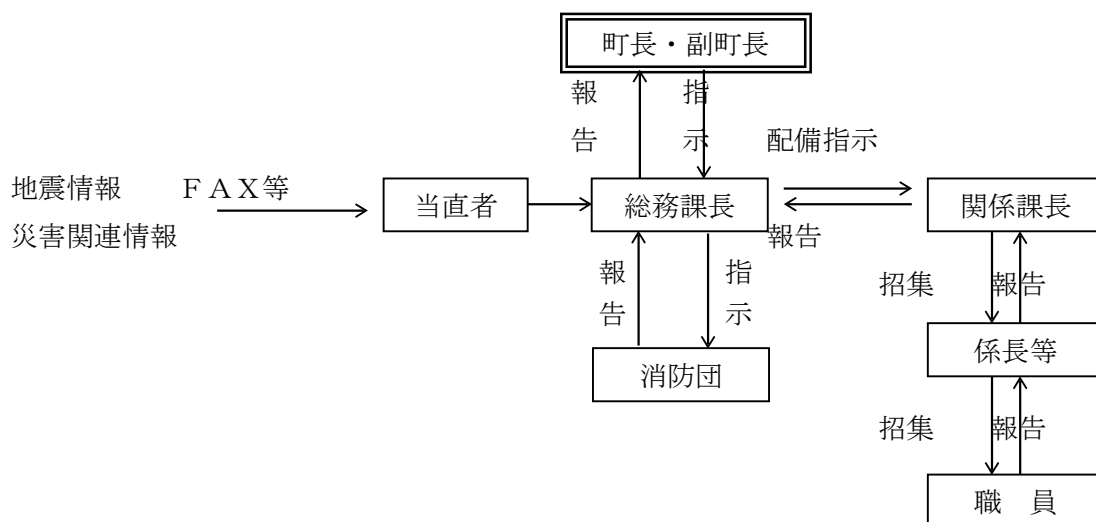
配備指令系統図

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内



2 勤務時間外における配備



(1) 参集時の注意点

地震等の際には、役場庁舎が安全に使用できるかの判断が専門家以外には困難であるため、特に産業建設課員等の判断を仰ぐこと。

(2) 参集初期の編成

大規模な地震等が発生し、職員の迅速な参集が困難な場合には、先着した職員により、班の所属にかかわらず、順次初動に必要な業務に当たる。この判断は、参集済みの町長、総務課長等の指示により行う。

各班の災害応急活動に必要な要員が参集でき次第、職員はあらかじめ定められた災害応急や対応業務に当たるものとする。

(3) 配備状況の報告

各班長は、所属班員の参集状況を記録し、総務課長を通じて本部長に適宜報告する。

(4) 災害活動の報告

各班員は班内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の班長に報告する。

3 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具、食料（1～3日）等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の被害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため役場に参集することができないときは、その旨を所属長に報告し、指示に従うものとする。

(4) 参集時の心構え

1. 災害がさらに起こるかもしれないという職員個々の意識

地震や風水害等の災害は、いつ起こるか想定が難しい。近年は地球温暖化等に伴う、線状降水帯や爆弾低気圧、ゲリラ豪雨といった過去に例のない現象が発生している。こういった事態に備えるために、町職員は「今後さらに災害が起こるか分からない。再度の災害や二次災害が発生すれば、職員としての業務量は膨大かつ多岐にわたる点を承知し、準備をすること」が必要となる。

2. 町職員の身の安全（発災時、参集時）

発災時に自身と家族の身の安全は、最優先で守るべきものである。非常時参集のため役場等に向かう場合にも、役場職員だから、災害時だから、と無理をするのではなく、安全に役場等に参集し、災害応急対策の戦力として活躍することが必要となる。

3. 情報共有と優先順位を踏まえた判断の徹底

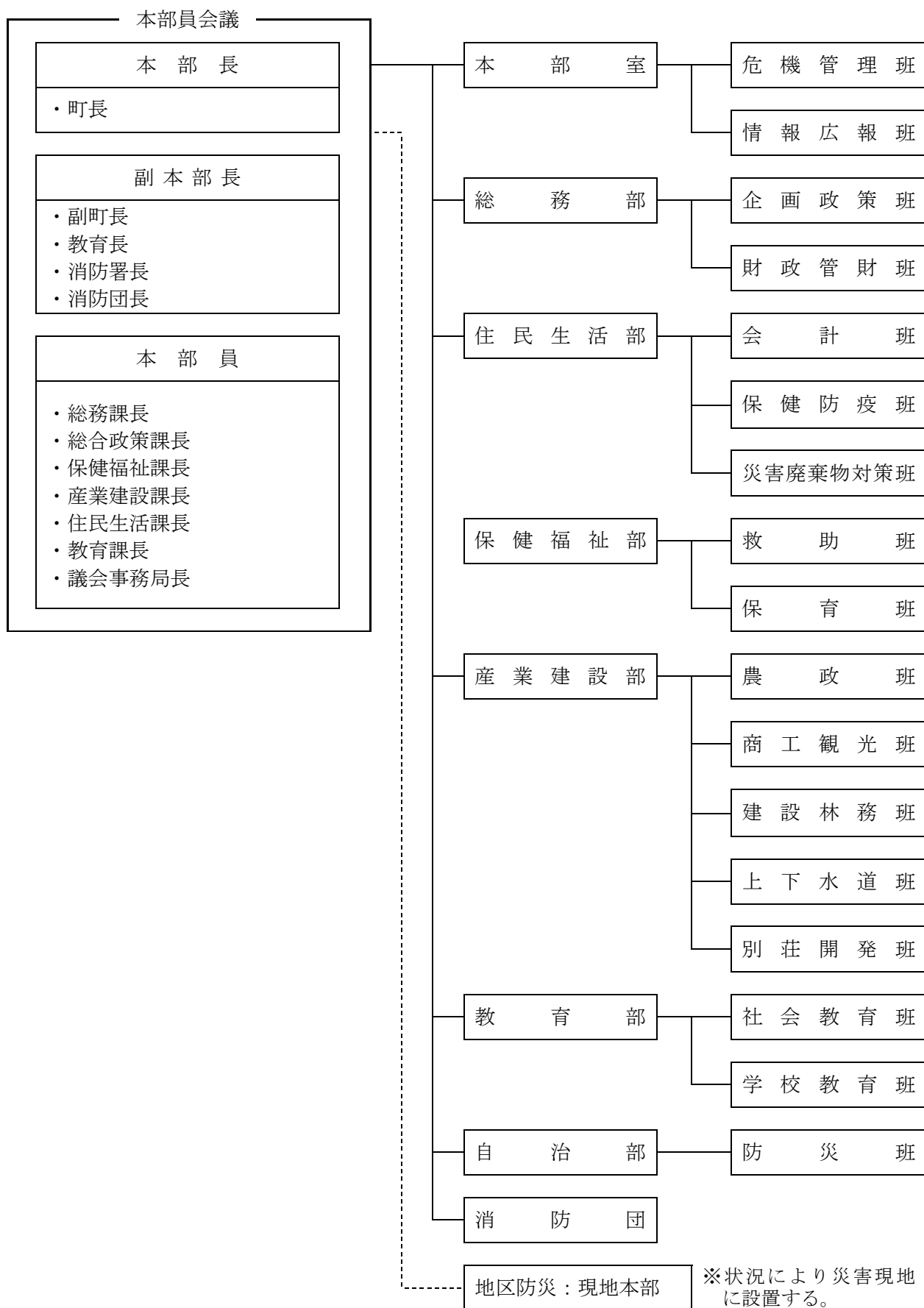
災害対応において最も大切なものは、「正確な情報の共有」である。人々の状況と、山や川等の自然環境や建物・道路等の人工物の被災状況を冷静に収集し、その情報を災害対策本部と共有して、対処することが必要となる。また、平常時と比較して、解決すべきタスクが圧倒的に増大する災害時には、人や資機材、非常用食料等の運用について、適切な判断による優先順位に基づき行動する必要がある。

4. 住民の自助・共助の活用

大災害時には、職員の中から被災して活動できない者が発生する可能性があり、発災の時間帯や曜日によっては、想定外に業務が増えて人手を割かれることも考えられる。そこで、住民の皆様に協力をお願いし、ともに災害を乗り越え、国・県・他市町村等、又は自衛隊等の援助が来るまでを乗り越えることが必要になる。

4 組織体制

(1) 本部組織



(2) 平常時の庁内体制と災害対策本部体制

室・部	室・部長	班	班長	担当課係・担当者
本部室	総務課長	危機管理班	危機管理係長	総務課総務係、 危機管理係、 各支所、 議会事務局
		情報広報班	情報管理係長	総務課情報管理係
総務部	総合政策課長	企画政策班	企画政策係長	総合政策課企画政策係、 ふるさと納税特別任務室
		財政管財班	財政管財係長	総合政策課財政管財係、 移住定住係
住民生活部	住民生活課長	会計班	会計係長	住民生活課会計係
		保健防疫班	窓口保険係長	住民生活課窓口保険係、 税務係
		災害廃棄物対策班	環境温暖化対策係長	住民生活課環境温暖化対策係
保健福祉部	保健福祉課長	救助班	福祉係長	保健福祉課福祉係、 人権男女共同参画係、 介護高齢者支援係、 健康づくり係、 子育て支援係
		保育班	ながと保育園長	ながと保育園、 和田保育園
産業建設部	産業建設課長	農政班	農政係長	産業建設課農政係
		商工観光班	商工観光係長	産業建設課商工観光係
		建設林務班	建設林務係長	産業建設課建設林務係
		上下水道班	上下水道係長	産業建設課上下水道係
		別荘開発班	別荘係長	産業建設課別荘係
教育部	教育課長	社会教育班	社会教育係長	教育課社会教育係、 文化財係
		学校教育班	学校教育係長	教育課学校教育係
自治部	自治会長	防災班	区長	
消防団	団長	その都度本部長が指名する	副団長	団員
地区防災：現地本部			その都度本部長が指名する	その都度本部長が指名する

(3) 町長不在時の代行順位

町長が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、次の順位でその職務を代理する。

第1順位	副町長
第2順位	総務課長

いずれも不在の場合は、登庁した職員のうち、上席の職員が職務を代理する。

第2節 職員の参集時間の想定

1 勤務時間外の職員参集想定の基本的条件

勤務時間外に大規模地震が発生した場合、主に自宅から勤務地に参集することになる。参集時間の想定については、以下の考え方にに基づき設定するものとする。

- 国が示している職員参集の考え方は、「全員徒歩で参集。時速4km」が基本となっている。
- 道路状況を勘案し、安全確保に留意した上で、徒歩・自転車・バイクの各方法を各自が選択し参集するものとする。
- 移動速度の考え方は次のとおりとする。日常的に自動車通勤の職員が多く、慣れた道の利用を想定しているが、勾配のある地域の道路利用を考慮し、平地だけの移動時間に比べ長くなると想定した。また、長時間の移動では休憩が必要になるため、徒歩については10kmを超える場合に移動速度が遅くなるものと想定した。

オートバイ	自転車	歩 行	
		10km 以内	10km 超
20.0km/h	9.0km/h	3.0km/h	2.5km/h

2 居住区分

長和町の職員の居住状況をみると68.0%が町内に居住している。前回業務継続計画策定時は85.0%であったため、減少している。

	大門地区	長久保地区	古町地区	和田地区	町外
特別職(人)	0	0	2	1	0
町長部局(人)	5	6	19	13	22
保育園(人)	1	2	3	4	3
教育課(人)	0	2	2	1	3
支所(人)	0	0	2	0	1
保健センター(人)	0	0	3	0	2
総計	6	10	31	19	31

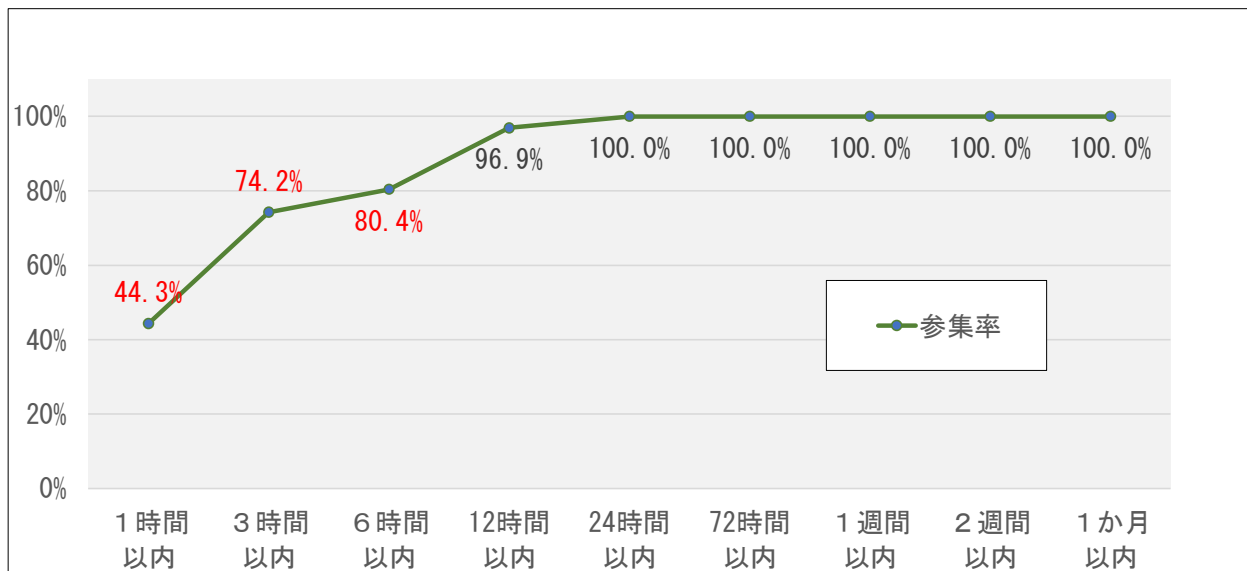
2 時間帯別参集率の算定

令和7年4月時点の人員体制において、大規模地震が発生したときの職員の参集時間の見込みは以下のとおりとなった。

このうち、「1時間以内」の参集率は44.3%となっており、道路の被災状況や職員本人及び家族等の被災を考えると、1時間以内で参集できる職員はさらに少なくなる可能性もある。

なお、「6時間以内」で80.4%、「12時間以内」で96.9%の参集率となっており、職員本人・家族等の受傷、道路の被害状況を考慮しない場合、大規模地震から半日程度で9割以上の職員が参集できると想定される。

	合計	参集職員数(累計)の想定					
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内
参集職員数(人)	97	64.0	76.0	83.0	93.0	94.0	97.0
参集率(%)	100.0	44.3	74.2	80.4	96.9	100.0	100.0



3 課（部）別の参集職員数、必要職員数、不足数の見込み

班別の各時間帯における職員の参集職員数、必要職員数、不足数は以下のとおりである。職員の参集状況や着手すべき業務により各時間帯において職員数が不足している各班に対して、余力のある他班が職員を派遣し、業務を滞りなく運営するよう努めるものとする。

なお、災害の規模や職員の被災状況によって上記見込みとは異なる状況となる可能性が高いことから、状況に応じて柔軟に人員の調整に努めるものとする。

災対本部体制		通常時体制		職員（人）								
				72時間以内						4 日 目 以 降		
				1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
1．災害対策本部	本部長・副本部長	町長・副町長・教育長	必要数	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0
			参集数	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
			過不足	-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	本部室	総務課・議会事務局	必要数	15.0	15.0	16.0	18.0	17.0	18.0	18.0	16.0	14.0
			参集数	7.0	12.0	14.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
			過不足	-8.0	-3.0	-2.0	0.0	1.0	0.0	0.0	2.0	4.0
2．総務部		総合政策課・ふるさと納税特別任務室	必要数	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.0	10.0
			参集数	6.0	9.0	10.0	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
			過不足	-5.0	-3.0	-2.0	-1.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0
3．住民生活部		住民生活課	必要数	6.0	7.0	10.0	11.0	12.0	12.0	11.0	10.0	10.0
			参集数	5.0	8.0	10.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
			過不足	-1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0
4．保健福祉部		保健福祉課（保育園以外）	必要数	8.0	9.0	10.0	15.0	16.0	17.0	16.0	13.0	13.0
			参集数	8.0	13.0	14.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
			過不足	0.0	4.0	4.0	2.0	1.0	0.0	1.0	4.0	4.0
		ながと保育園	必要数	6.0	7.0	8.0	9.0	9.0	9.0	7.0	5.0	5.0
			参集数	3.0	7.0	8.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
			過不足	-3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	4.0	4.0
		和田保育園	必要数	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
			参集数	1.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
			過不足	-3.0	-1.0	-1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
5．産業建設部		産業建設課	必要数	12.0	12.0	14.0	14.0	14.0	14.0	13.0	10.0	10.0
			参集数	9.0	12.0	11.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
			過不足	-3.0	0.0	-3.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0	4.0
6．教育部		教育課	必要数	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	8.0	6.0	6.0	6.0
			参集数	2.0	5.0	5.0	6.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
			過不足	-4.0	-1.0	-2.0	-1.0	1.0	0.0	2.0	2.0	2.0
合計			必要数	71.0	75.0	84.0	93.0	93.0	96.0	88.0	74.0	72.0
			参集数	43.0	72.0	78.0	94.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
			過不足	-28.0	-3.0	-6.0	1.0	4.0	1.0	9.0	23.0	25.0
			充足率	60.6%	96.0%	92.9%	101.1%	104.3%	101.0%	110.2%	131.1%	134.7%
			参集率	44.3%	74.2%	80.4%	96.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

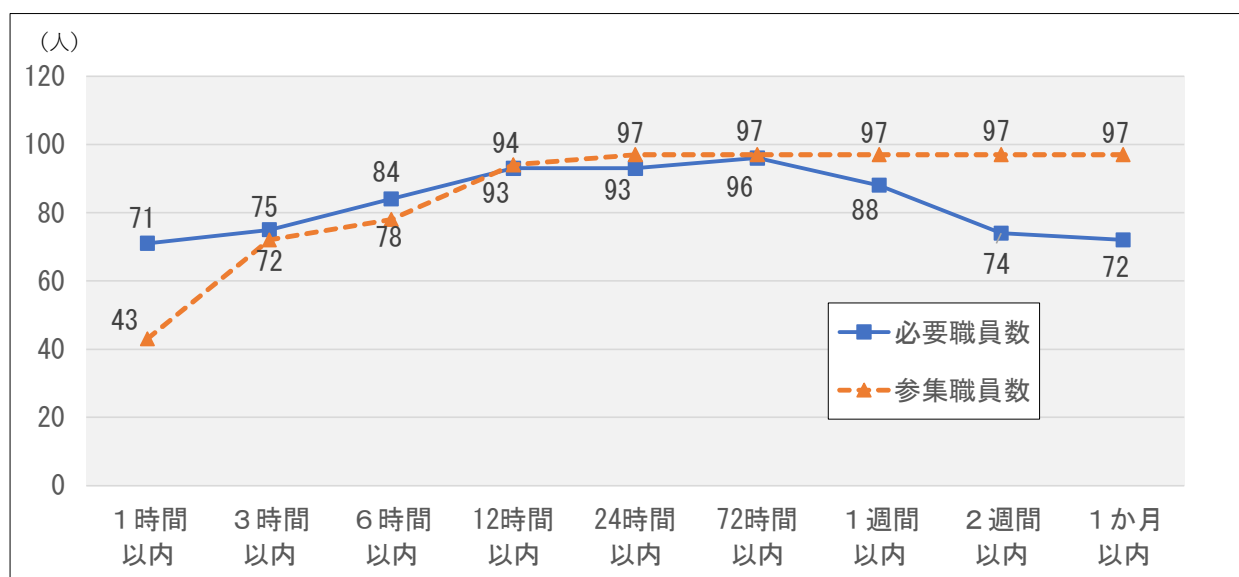
4 職員の不足数と対応策

(1) 不足人数

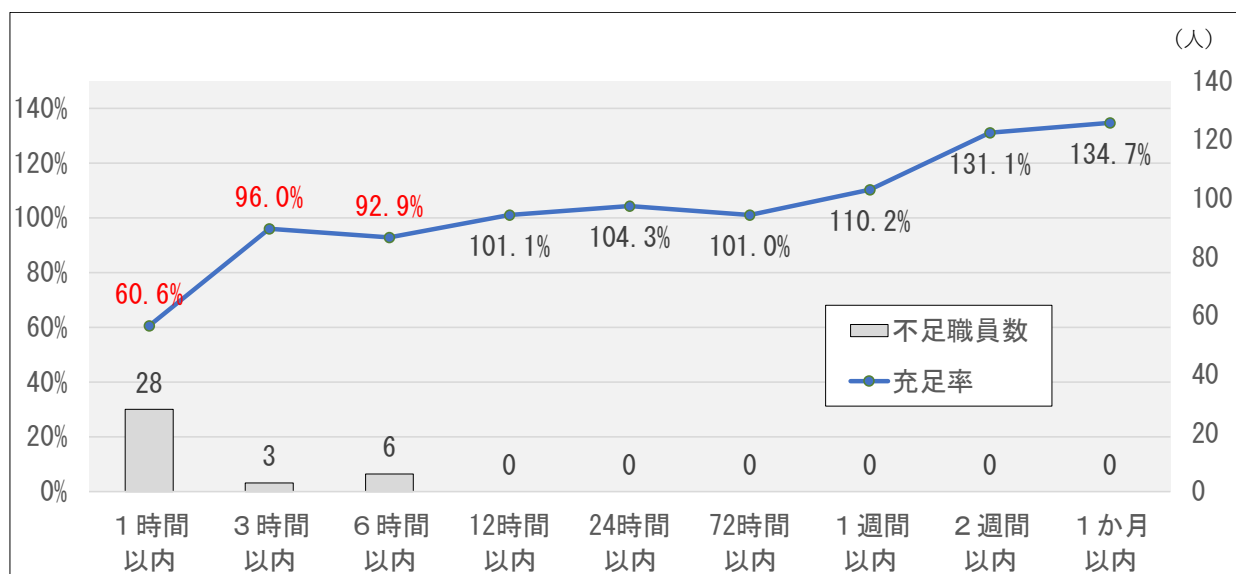
長和町の災害時参集職員は、全員で 97 人となる。

41 ページの表及び以下のグラフにあるように、特定の時点の業務に対応した必要職員数に対する、その時点での参集職員数、即ち充足率を計算した場合には、災害発生後「6 時間以内」では 100%に達しておらず、必要な人数を充足していない。充足率および不足職員数は下の表に示した。

表にあるように、ほとんどの班において一時的に人員の不足が見られる。可能な限り、災害対策本部の指示、承認の下、余裕のある班から人員を融通することになるが、道路や水道、医療関係、そして災害対応等、災害発生時に専門性の高い職種もあるため、役場内での人員の融通には限度がある。



以下の表では、充足率（参集職員数／必要職員数）を示している。災害発生より 1 時間以内では必要職員数に対し、参集者の割合は約 6 割であるが、3 時間以内、そして 6 時間以内では 90%を超え、12 時間以内では数の面では、必要職員数を満たす状況となる。



(2) 不足人数の対応策

上記(1)のグラフのとおり、災害発生1時間以内で32人の不足(充足率54.5%)が想定され、72時間以内では12人の不足(充足率79.6%)が想定される。

こういった状況が見られ、面積規模が広く、職員数が少ない本町においては、災害発生時対応を行うために以下の工夫が必要となる。

ア 専門職の優先的な派遣要請

災害発生時に必要な主な専門職として、保健・医療体制に必要な保健師、電算・ネットワーク環境の復旧・運営に必要な情報関連の専門職がある。

このうち、保健師は、災害発生時には、必要な職員が不足する。そのため、必要な人数の保健師の派遣要請が考えられる。

また、電算・ネットワークを担当する職員も、保健師と同様、職員の不足が想定されるため、県や他市町村、専門業者への派遣要請が考えられる。

イ 短期的に人員を集中できる、柔軟な庁内組織の運営体制、他市町村への派遣要請

災害発生からの経過時間により、短期的に多くの人員を必要とする業務がある。これらの業務は、主に被災者の救済や生活支援に関する業務である。

当面は、参集した職員を早急な対応を必要とする業務に逐次割り当てることになるが、県及び近隣市町村への派遣要請により、必要な人員の確保を目指すことになる。

ウ 教育委員会、保育所の人員確保

小学校、中学校、保育所については、その利用者等の災害発生時の安全を確保するのみでなく、当該利用者が安全に帰宅できるよう便宜を図るとともに、必要に応じ、帰宅手段が確保されるまでの期間、施設や町役場等において、当該利用者を保護する必要がある。そのため、必要な人員を計画的に確保する必要がある。

エ 被害調査方法

所管施設の被害調査は、まず、町内各地域からの情報収集を行い、電話やメール等により情報収集を行うものとする。その後、情報収集が困難な地域、甚大な被害の情報がもたらされた地域に職員を派遣し、詳細な調査を行うものとする。

また、土日や夜間等閉庁時間に災害が発生した場合には、職員は自宅等から参集することになるが、その際には、見聞きした情報を「参集時情報シート」に整理し、本部事務局(総務課行政係内)に早急に提出するものとする。

オ 本部による優先対応業務の運用

上記ア～エに挙げたように、災害時には様々な業務が輻輳し、それぞれの災害対応業務において人員不足になることが明らかであるため、職員の最適な配置を、その時点での必要に応じて行う必要がある。その指示を行う本部の円滑な指示のために、第7章 優先的通常業務一覧に挙げる業務のうち、優先度A及びBの業務は、第8章 災害対策本部管理業務において、最優先解決業務(A)及び優先解決業務(B)として再掲した。

5 積雪時の想定

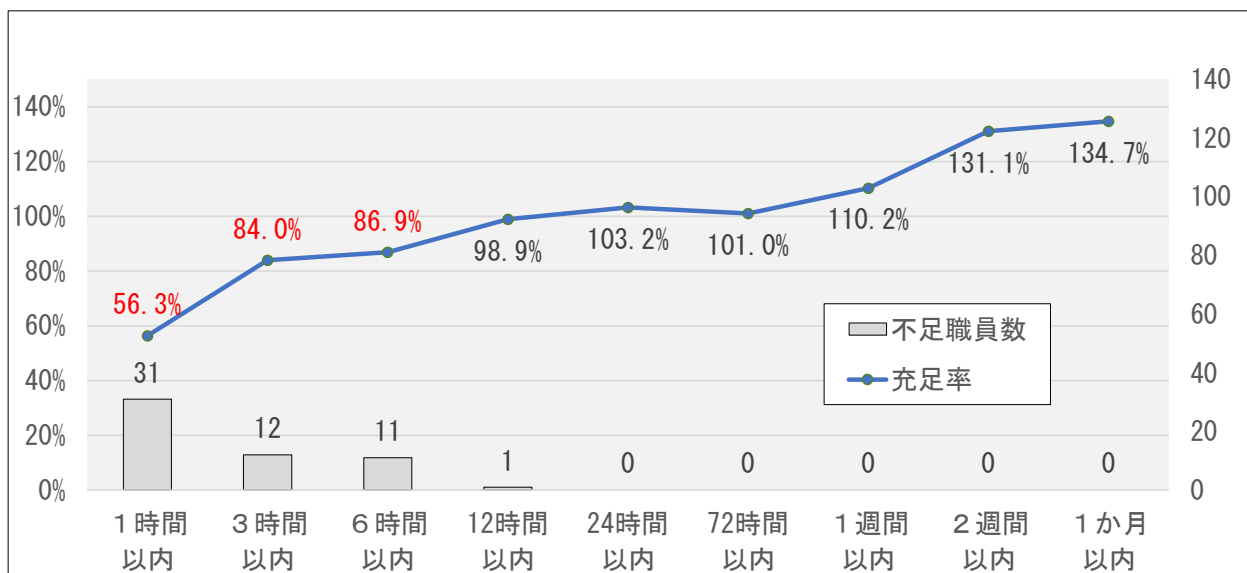
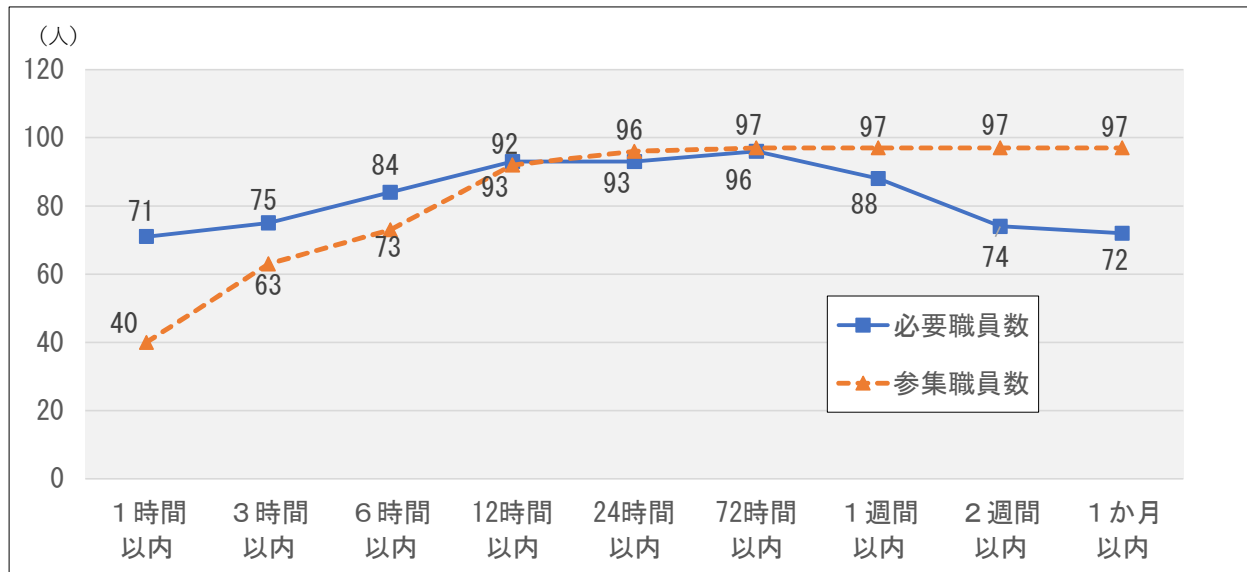
長和町は積雪寒冷地であるため、冬期の徒歩やバイク、自転車等の速度低下が想定される。長和町では、冬期の各交通手段による所要時間を、夏期の3割増に設定する。

その場合の参集時間は以下のとおりである。

災対本部体制		通常時体制		職員（人）								
				72時間以内						4日目以降		
				1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
1. 災害対策本部	本部長 ・ 副本部長	町長・副町長 ・ 教育長	必要数	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0
			参集数	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
			過不足	-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	本部室	総務課 ・ 議会事務局	必要数	15.0	15.0	16.0	18.0	17.0	18.0	18.0	16.0	14.0
			参集数	7.0	11.0	13.0	17.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
			過不足	-8.0	-4.0	-3.0	-1.0	1.0	0.0	0.0	2.0	4.0
2. 総務部		総合政策課 ・ ふるさと納税 特別任務室	必要数	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.0	10.0
			参集数	6.0	6.0	9.0	11.0	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0
			過不足	-5.0	-6.0	-3.0	-1.0	-1.0	0.0	0.0	2.0	2.0
3. 住民生活部		住民生活課	必要数	6.0	7.0	10.0	11.0	12.0	12.0	11.0	10.0	10.0
			参集数	3.0	7.0	8.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
			過不足	-3.0	0.0	-2.0	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0
4. 保健福祉部		保健福祉課 （保育園以外）	必要数	8.0	9.0	10.0	15.0	16.0	17.0	16.0	13.0	13.0
			参集数	7.0	12.0	13.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
			過不足	-1.0	3.0	3.0	2.0	1.0	0.0	1.0	4.0	4.0
		ながと保育園	必要数	6.0	7.0	8.0	9.0	9.0	9.0	7.0	5.0	5.0
			参集数	3.0	6.0	7.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
			過不足	-3.0	-1.0	-1.0	0.0	0.0	0.0	2.0	4.0	4.0
		和田保育園	必要数	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
			参集数	1.0	2.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
			過不足	-3.0	-2.0	-1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
5. 産業建設部		産業建設課	必要数	12.0	12.0	14.0	14.0	14.0	14.0	13.0	10.0	10.0
			参集数	9.0	11.0	12.0	13.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
			過不足	-3.0	-1.0	-2.0	-1.0	0.0	0.0	1.0	4.0	4.0
6. 教育部		教育課	必要数	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	8.0	6.0	6.0	6.0
			参集数	2.0	5.0	5.0	6.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
			過不足	-4.0	-1.0	-2.0	-1.0	1.0	0.0	2.0	2.0	2.0
合計			必要数	71.0	75.0	84.0	93.0	93.0	96.0	88.0	74.0	72.0
			参集数	40.0	63.0	73.0	92.0	96.0	97.0	97.0	97.0	97.0
			過不足	-31.0	-12.0	-11.0	-1.0	3.0	1.0	9.0	23.0	25.0
			充足率	56.3%	84.0%	86.9%	98.9%	103.2%	101.0%	110.2%	131.1%	134.7%
			参集率	41.2%	64.9%	75.3%	94.8%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

また、42 ページで示した、(積雪時でない) 通常時に災害が発生した場合のシミュレーションを、積雪時の役場到達時分で行うと以下のグラフのとおりである。

災害対応業務に非常に大きな影響を及ぼすほどの差は見られないが、特に災害発生後「3 時間以内」では、参集職員数に 9 名の差があり、充足率についても、通常天候時は 96.0%、積雪時は 84.0%と 12 ポイントの差があり、影響が懸念される。「6 時間以内」では、その差は 6.0 ポイントまで縮小している。そして、充足率が 100%を超えるタイミングが、積雪時では、通常天候時の 1 コマ後の「24 時間以内」と変化している。



第4章 優先的通常業務

第1節 優先的通常業務の範囲

1 優先的通常業務とは

優先的通常業務とは、災害発生時に住民の生命、身体及び財産の保護、ライフライン等の機能維持・早期回復を図るために優先的に実施する業務である。即ち、人命救助や避難所対応等を中心とした応急業務や優先的に実施する必要がある復旧・復興業務、災害発生時にも継続又は強化する必要がある通常業務がこれに該当する。

本計画では、これらに該当する業務を以下のとおり「災害対応業務」と「優先的通常業務」に区分して選定し、地震災害発生時に優先的に実施すべき業務として位置づける。

(1) 災害対応業務

地域防災計画で定めている応急対策業務や優先度の高い復旧・復興業務を「災害対応業務」とする。

(2) 優先的通常業務

通常業務のうち、地震災害による被害を受けた状況にあっても、住民の生命・身体・財産・経済活動等を守るための観点から継続が必要な行政サービスを「優先的通常業務」とする。

第2節 優先的通常業務従事時の配慮

職員を優先的通常業務に従事させるに当たっては、次の事項に十分配慮する。

1 安全確保

被害調査や連絡等のため現場に出る職員に対しては、危険情報の伝達、安否確認手段の確保（衛星携帯電話、ラジオの携行等）、安全装備の充実等、職員の生命、身体の安全を第一とする。

2 健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、総務課総務係（危機管理班）は各課（各班）に対して勤務のローテーション計画を作成することを指示する。

また、各部において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保等、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう関係部との調整を行う。

ローテーション計画の作成に当たっては、1日の作業時間は12時間、1週間の作業時間は60時間を超えないようにする。原則として、1週間に最低1日は休みを確保する。また、1人の職員が帰宅しない日が3日を超えることがないようにする。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にも

なる。また、作業時間が長時間に及ぶことは、脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、心筋梗塞等）やストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

- 作業の合間に十分な休憩がとれるよう、作業時間を調整する。
- 6時間以上の睡眠を確保する。
- 安全な休憩場所やトイレを確保する。
- 危険に対する備えをきちんとし、作業の負担をできるだけ減らす。
- 持病があるものは治療を受け続けられるよう支援する。

3 メンタルヘルスケア

応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事等から大きな心理的負担が生じることから、メンタル面での影響が懸念される。

このため、災害時の「心の回復」の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得を促進し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じる。

過去の災害事例では、閉庁後に閉じた会議室で職員同士で笑いあうこと等も、職員の精神衛生の維持に有効であったと記録されている。

「継続的かつ計画的な「3つのメンタルヘルスケア」の推進」

- 1 セルフケア（職員自身の自己管理）
 - ・ ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解を持つ。
 - ・ 疲労やストレスに早期に気づくことができるようにする。
 - ・ 適切にストレスの対処ができるようにする。
- 2 管理職によるケア
 - ・ 安全な休憩場所やトイレの確保、職場環境への配慮を行う。
 - ・ 職員の疲労回復のための休暇・休養の取得を促進する。
 - ・ 職員の健康不調を早期に気づき、適切に対応する。
- 3 庁外資源の活用
 - ・ 問題への対応や必要とするサービスについて専門的な知識や人的資源が必要な場合には、庁外資源を活用する。

4 被災者対応

役場職員は、大規模災害時には復旧復興のかじ取りを行う立場にあり、良くも悪くも住民やその他の人々の注目の的になる。そのため、役場内のみならず、役場外でも、見られていることに留意し行動する。

第5章 災害時の業務継続のための中・長期的な対策

第1節 執務環境の防災対策の充実

優先的通常業務を遂行するために役場庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同等の機能を維持し、万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

1 什器、サーバ等の転倒防止

庁内に設置している書類棚、OA機器、ロッカー等の転倒による職員や来庁者の負傷防止や避難ルートの確保を図るため、什器等の転倒防止対策を推進するとともに、転倒した場合においても、人的被害が軽減できるようなレイアウト等を工夫する。特に、業務のIT化が進行している状況において、サーバー類は優先的通常業務、応急対策業務ともに必要性が高い機器であることから、早急に転倒防止の措置が必要である。

また、新たに什器、サーバ等を導入する場合には、導入時に転倒防止措置を講じる。

2 重要な行政データのバックアップ

職員は、日頃から重要な行政データをサーバに保存することを心掛ける。

また、災害発生時に特に重要なデータについては、サーバの転倒等による喪失に備え、紙データによるバックアップも検討する。

3 公共建築物（庁舎等）の防災対策等及び機能確保

公共建築物（庁舎等）の浸水対策等を進めるとともに、公共建築物（庁舎等）の電気設備、通信、給排水設備（水道・トイレ等）、空調設備等の機能確保について検討を行う。

また、最優先で応急修理が行えるように、保守業者等に災害時の技術者派遣について確認するとともに、職員に最低限の確認・復旧作業ができるよう教育・研修を検討する。

なお、多くの優先的通常業務を取り扱う役場庁舎については、実際には耐震改修がなされているが、何らかの事情で使用できないほどの被害を受けた場合を想定し、代替施設の確保及び耐震対策を含めた業務継続をあらかじめ検討するものとし、検討の際には、電気、通信等のインフラ整備についても最大限考慮しなければならない。

また、通信について、当面は衛星携帯電話・防災行政無線移動系無線を活用する。

4 非常用電源の整備

公共建築物（庁舎等）について、災害発生時の業務継続に必要な機能を維持することができるよう、非常用電源が設置されていない施設に非常用電源の強化、増設を検討する。また、その他の発電システムの導入を検討する。

既存の非常用電源については、定期的な点検、機器の更新を行うとともに、発電に必要な燃料の確保を行う等、非常時の電力確保に不備がないよう努める。

さらに、地震や浸水（地震による水道管の破損、水防施設の破損等によるもの）等のあらゆる災害に対応できるよう、非常用発電機の設置場所や燃料の確保・更新に努める。

5 断水等に備えた対応

公共建築物（役場庁舎等）について、庁舎や各施設において職員の活動に十分な食料・飲料水等を確保するため、貯水槽の設置や拡充、食料・飲料水の備蓄を検討する。なお、当面の措置として、災害時には自分用の飲料水を持参するものとする。

また、トイレが断水等により使用できなくなった場合を想定し、非常用トイレ（使い捨て型・仮設型）の備蓄、衛生・健康面に不可欠な品目の備蓄に努める。

6 感染症対策

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症は、被災地職員が感染すると貴重な役場の戦力が減るだけでなく、他の者を感染させてしまう可能性や貴重な医療能力も割くことになる、影響が大きい。

そのため、災害対策本部や役場での業務は、感染症の感染に留意し、できる限り1か所に全員が集まることを避ける、夏期や冬期でも換気を行う、マスクを着用する、手指の消毒をこまめに行う、出勤前に体温を測る等、万が一に備える。

第2節 災害時の執務体制の強化

1 情報収集伝達体制の強化

(1) 職員の登庁時における情報収集体制の確立

初動期の情報不足を補完するため、職員が重要な施設や主要幹線道路、橋梁等の重要なインフラの被害状況を確認しながら参集時に情報収集する仕組みを構築する。

(2) 各防災関係機関からの情報収集体制の確立

地震災害発生時に密接な情報交換を図ることができるよう、防災訓練等で連携を深め、防災関係機関との協力体制の強化を図る。

(3) 報道・広報体制の確立

報道機関に対し、災害情報の提供・協力の要請を行う際に、取材対応にかかわる専門員を指定する等、情報の一元化を図る体制の整備に努める。

2 緊急調達・支援体制の強化

(1) 円滑な緊急調達体制の整備

地震災害発生時における業務継続性の確保と事務執行の円滑化を図るため、緊急調達に伴う契約書の取扱い等、緊急性を考慮した契約執行体制の見直しについて検討する。

(2) 災害時応援協定に基づく調達・支援体制の確保

本町が締結している協定の実効性を検証し必要に応じた見直しを図るとともに、各種団体及び民間事業所の持つ防災資源の提供や人的支援の活用について検討する。

(3) 資機材及び用品の確保

担当課において必要な資機材及び用品についてリスト化しておき、協力機関等から調達することができるか検討する。不可能な場合は、備蓄について検討する。

3 契約条件等による業務の継続性の確保

優先的通常業務の優先的な対応について、契約時の反映又は受託業者と災害発生時の協力に関する協定の締結を行う等、地震災害発生時における業務の継続性を確保するための取組を検討する。

4 災害対策本部体制の見直し職員体制の再構築

災害対策本部体制について、各課が効果的に活動できる体制の再構築に向けて、全庁的な再構築を検討する。

また、優先的通常業務の優先的な対応について、契約時の反映又は受託業者と災害発生時の協力に関する協定の締結を行う等、地震災害発生時における業務の継続性を確保するための取組を検討する。

5 体制の検討

本町は町域に山地が含まれることから、大規模災害発生時には、被災状況把握や被災者支援等の実施に困難が想定される。

そのため、より多くの職員数を必要とすることになり、他市町村への職員派遣要請やボランティア等の応援を受ける必要性が高くなる。

今後、限られた職員数で大規模災害に効率的・効果的な体制と受援計画策定の検討が必要となる。

第6章 業務継続計画の運用

第1節 業務継続計画の運用

1 運用時の対応

- (1) 本部長が業務継続計画の運用を開始した場合には、災害対応業務や町の住民生活の維持に必要な、優先度の高い通常業務を継続するとともに、不急の業務の縮小・休止を行う。
- (2) 発災時の職員の安否確認については、所属ごとに安否確認を実施し、災害対策本部に報告する。

2 業務継続計画の運用開始及び終了の周知

町が業務継続計画の運用開始又は終了を行った場合には、町ホームページ、防災行政無線、報道機関等を通じて町の住民に広く周知し、町の体制移行（一部業務の縮小・休止等）について、町の住民・企業等に理解と協力を求める。

第2節 災害対策本部組織

1. 部・室編成

○は室・部長

本部室	○総務課長、議会事務局長
総務部	○総合政策課長
住民生活部	○住民生活課長
保健福祉部	○保健福祉課長
産業建設部	○産業建設課長
教育部	○教育課長
自治部	○自治会長
消防団	○団長
地区防災：現地本部	○そのつど本部長が指名する

2. 班編成

○は班長

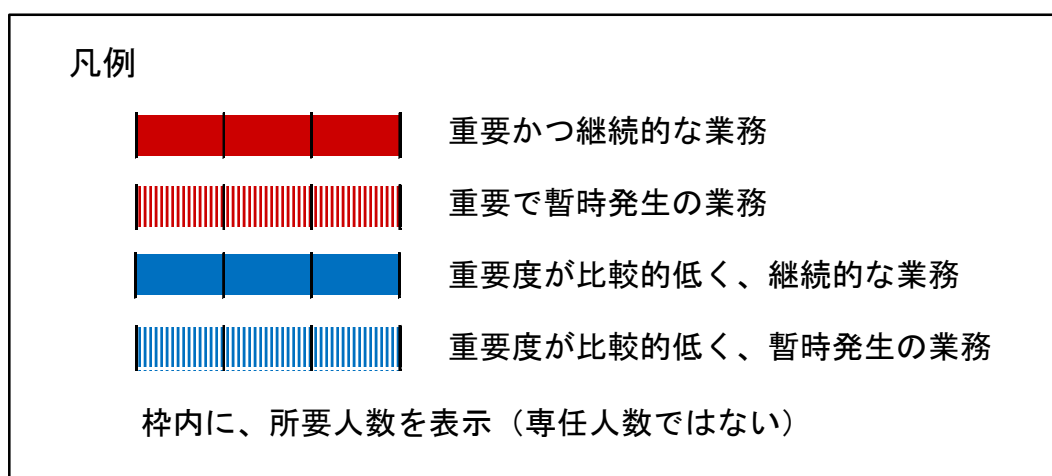
本部室	危機管理班	○危機管理係長、総務係長、各支所長
	情報広報班	○情報管理係長
総務部	企画政策班	○企画政策係長
	財政管財班	○財政管理係長、移住定住係長
住民生活部	会計班	○会計係長
	保健防疫班	○窓口保険係長、税務係長
	災害廃棄物対策班	○環境温暖化対策係長
保健福祉部	救助班	○福祉係長、人権男女共同参画係長、介護高齢者支援係長、健康づくり係長、子育て支援係長
	保育班	○ながと保育園長、和田保育園長
産業建設部	農政班	○農政係長
	商工観光班	○商工観光係長
	建設林務班	○建設林務係長
	上下水道班	○上下水道係長
	別荘開発班	○別荘係長
教育部	社会教育班	○社会教育係長、文化財係長
	学校教育班	○学校教育係長
自治部	防災班	○区長
消防団		○副団長
地区防災：現地本部		○そのつど本部長が指名する

第7章 優先的通常業務一覧

本章では、非常時に、各課及び災害対策本部設置後の本部・各班が実施する業務を優先度に応じて分類し、その業務実施時刻の目安と必要人員について明示する。

災害時には、不測の事態による新たな業務の発生や遅滞が発生する可能性があり、記載した業務実施時刻は目安である。大切な町の住民と来町者の生命を守ることを最優先とし、また、一刻も早い復旧・復興を目指して、役場内が一致して町の業務を実施する必要がある。そのために、業務の優先順位は、本資料を基本としながら、本部の決定を最優先し、必要に応じて各課を越えて、場合によっては関係団体や住民の協力も得て、遂行するものとする。

なお、第1節「全班業務」は、全ての課及び災害対策本部設置後の班が、第3節以降の各課（班）の業務と合わせ、適宜実施するものである。



第1節 全課共通（災害対策本部では各班）

1 災害対応業務

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	各室・部班員の動員配備に関すること									
	災害対策本部及び各室・部間の連絡調整に関すること									
	所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること)									
	所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること									
	職員・来庁者の救助・搬送に関すること									
	所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること									
	物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること									
B	各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること									
	使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること									
	その他本部長の命ずる事項に関すること									
	他室・部他班の応援・協力に関すること									
	住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿(台帳)作成への協力に関すること									

第2節 町長・副町長・教育長（災害対策本部では本部長及び副本部長）

1 災害対応業務

省略（各自の判断による）

第3節 総務課及び議会事務局（災害対策本部では本部室）

1 災害対応業務

（1）本部室危機管理班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	本部の設置及び本部の設置の通知に関すること	2名								
A	本部及び本部員会議の運営に関する連絡調整・渉外・庶務に関すること	2名								
A	テレメータ情報、気象予報及び警報、地震情報等災害に関する情報の受理・伝達に関すること	1名								
A	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令・周知に関すること	1名								
A	配備体制、職員の動員に関すること	2名								
A	避難所の開設及び管理に関すること	3名								
A	避難所・被災地等への食料及び生活必需品の供給に関すること	2名								
A	本部長命令、その他指令の伝達に関すること	1名								
A	被災者の誘導及び収容に関すること	1名								
A	現地本部の設置に関すること	1名								
A	自衛隊の災害派遣要請に関すること	1名								
B	人的・住家被害、避難状況等の災害情報の収集、各部の被害状況の取りまとめ及び県災害対策本部、関係機関への報告に関すること	2名								
B	県及び他市町村への応援要請に関すること	1名								
B	関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関すること	1名								
B	ヘリコプターの派遣要請に関すること	1名								
A	通信施設（防災行政無線）の応急対策に関すること	1名								
B	炊出しに関すること	1名								
B	生活必需品等救護物品の確保及び配分に関すること	1名								
A	緊急輸送車両に関すること		1名							
B	遺体の搜索・安置等に関すること					1名				
B	受援に関すること					1名				
B	議会への連絡に関すること					1名				
B	部内の調整に関すること					1名				
B	災害救助法の適用に関すること						1名			

(2) 本部室情報広報班

優先 度	災害対策業務	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
A	本部の発表に関すること	1名								
A	災害に係る広報に関すること	1名								
A	庁舎内情報システムの維持管理に関すること	1名								
A	放送施設(CATV等)・通信施設(音声告知端末等)の応急対策に関すること	1名								
B	被害状況調査に関すること				1名					
B	報道への資料提供に関すること				1名					

2 優先的通常業務

(1) 総務課総務係

優先 度	災害対策業務	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
C	支所庁舎の維持管理に関すること。		1名							
B	各課分掌事務の連絡調整に関すること。			1名						
B	宿日直に関すること。				1名					
B	支所の住民組織その他町民との連携調整に関すること。				1名					
C	秘書及び渉外に関すること。				1名					
C	支所窓口係の業務に関すること。				1名					
D	公印の管理に関すること。				1名					
C	町の行政組織及び職務権限並びに行政改革に関すること。							1名		
C	庁舎間及び支所の連絡調整に関すること。							1名		
C	職員の衛生管理に関すること。							1名		
C	公務災害に関すること。							1名		
C	職員の安全運転に関すること。							1名		
D	職員の人事に関すること。							1名		
D	職員の考査及び相談に関すること。							1名		
D	自治会及び区に関すること。							1名		
D	文書の收受配布及び発送並びに切手の管理に関すること。							1名		
D	巡回バスの運行管理に関すること。							1名		
D	文書の配達に関すること。							1名		
D	行政手続に関すること。							1名		
D	文書の配達に関すること。							1名		
D	他の係の所管に属さないこと。							1名		

(2) 総務課情報管理係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	庁内ネットワークシステムに関すること。		1名							
A	情報通信機器の管理に関すること。		1名							
A	告知放送に関すること。			1名						
A	情報セキュリティに関すること。			1名						
B	長和町ケーブルテレビ施設の管理運営に関すること。			1名						
B	高度情報ネットワークの管理に関すること。			1名						
A	情報の収集及び発信に関すること。			1名						
C	個人情報保護に関すること。							1名		
C	その他情報管理に関すること。							1名		

(3) 総務課危機管理係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	消防団及び消防委員会に関すること。	2名								
A	消防施設及び水防施設に関すること。	2名								
A	防災及び防災会議に関すること。	2名								
A	防災行政無線に関すること。	1名								
B	自主防災組織に関すること。	1名								
A	危機管理に関すること。		2名							
B	広域消防に関すること。		1名							
B	その他危機防災に関すること。		1名							
C	防犯に関すること。							1名		
C	その他住民の安全に関すること。							1名		
D	国民保護に関すること。							1名		

(4) 和田支所、大門支所、長久保支所

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	住民組織その他町民との連携調整に関すること。	1名								
C	窓口係の業務に関すること。	1名								
B	庁舎の維持管理に関すること。	1名								
D	文書の配達に関すること。							1名		

(5) 議会事務局

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
C	公印の保管に関すること。				1名					
D	議事日程及び各報告に関すること。				1名					

3 非常時休止業務

休止業務	
(総務係) 文書の保存及び廃棄に関すること。 条例、規則及び要綱等の制定改廃手続に関すること。 官報及び県報並びに共用図書の保管に関すること。 選挙管理委員会に関すること。 自衛隊の隊員募集の協力に関すること。 消費者行政に関すること。 職員の研修に関すること。 職員の福利厚生及び保険に関すること。 職員団体に關すること。 情報公開に関すること。 地縁による団体に關すること。 国際交流事業に関すること。 総合教育会議に関すること。 長久保財産区に関すること。 大門財産区に関すること。 和田財産区管理会に関すること。 竣工検査に関すること。 (情報管理係) 広報の編集及び発行に関すること。 情報館の管理に関すること。 行政情報化の推進及び管理に関すること。 システム共同化に関すること。 先進技術の利活用の推進に関すること。 デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。 (危機管理係) なし (各支所) 各財産区に関すること。	(議会事務局) 議員の身分に関すること。 議員の報酬、費用弁償に関すること。 議員共済に関すること。 議会の条例、規則等の制定改廃に関すること。 儀式、交際、行事に関すること。 慶弔に関すること。 議会関係の物品の保管に関すること。 議事室等の管理に関すること。 議長会に関すること。 議員研修に関すること。 定例会、臨時会、各委員会に関すること。 議員の出欠等に関すること。 議案その他付議案件に関すること。 議会において行う選挙に関すること。 会議録の作成、保管に関すること。 議決事項の処理に関すること。 決議案、意見書等の取扱いに関すること。 請願書、陳情書等の取扱いに関すること。 議案の審議、議事に関する調査統計に関すること。 議会の傍聴人に関すること。 議会報に関すること。 議会の予算、決算その他の経理に関すること。 公聴会に関すること。 長和町少子化等対策検討委員会に関すること。 その他議会に関すること。

第4節 総合政策課・ふるさと納税特別任務室（災害対策本部では総務部）

1 災害対応業務

（1）総務部企画政策班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	災害情報に関する電話・窓口対応に関すること	2名								
A	災害情報の収集、分析及び災害広報に関すること	1名								
A	部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること	1名								
B	被災者台帳の作成に関すること						2名			
C	部内の調整に関すること							1名		

（2）総務部財政管財班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	本部活動に必要な資機材及び緊急車両等の確保対策に関すること	1名								
A	庁舎等の防災及び修理に関すること		1名							
B	公共施設、公営住宅に関する災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること		1名							
B	本部の応急対策に係る物品の購入に関すること					1名				
B	災害経費の予算措置に関すること					1名				
B	被災住宅に関すること					1名				
B	災害義援金品、見舞金に関すること						1名			
B	被災者の公営住宅優先入居に関すること							1名		
C	危険空き家対応に関すること							1名		
B	応急仮設住宅の建設に関すること								1名	

2 優先的通常業務

(1) 総合政策課企画政策係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	地区担当に関する事。			1名						
C	個人番号制度の総合調整に関する事。						1名			
D	地域おこし協力隊に関する事。						1名			
D	その他庁内調整に関する事。						1名			

(2) 総合政策課財政管財係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	本庁舎及び本庁舎駐車場の管理及び営繕に関する事。				1名					
B	物品の出納及び保管に関する事。				1名					
B	公用車の管理に関する事。				1名					
C	財政計画に関する事。						1名			
C	財産管理の総合調整及び指導に関する事。						1名			
D	寄附受付に関する事。						1名			

(3) 総合政策課移住定住係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	町営住宅等の維持管理に関する事。		1名							
D	空き家バンク等に関する事。						1名			
D	空家空地等の対策に関する事。						1名			

(4) ふるさと納税特別任務室

なし（全ての通常業務を休止する）

3 非常時休止業務

休止業務	
(企画政策係) 政策等総合調整に関すること。 企画考査及び総合整備に関すること。 町長の政策に関する調査研究に関すること。 政策の調査研究及び提言に関すること。 長期計画に関すること。 人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に関すること。 その他人口問題、地方創生に関し必要な事項に関すること。 行政懇談会、世論調査その他広聴に関すること。 統計及び指定統計に関すること。 町勢要覧の編集発行に関すること。 過疎対策及び辺地対策に関すること。 国土利用計画に関すること。 ふるさと納税に関すること。 (財政管財係) 予算案の編成及び管理に関すること。 交付税、譲与税、分担金、町債その他町財源に関すること。 負担金、補助金及び交付金の審査に関すること。 業者選定、入札、契約及び発注に関すること。 町有財産の取得、管理及び処分に関すること。 指定管理者制度に関すること。 その他財政及び管財に関すること。	(移住定住係) 移住・定住施策の立案、調整及び推進に関すること。 定住促進助成に関すること。 住宅施策の立案及び総合調整に関すること。 町営住宅等の整備に関すること。 国土調査に関すること。 所有者不明の土地に関すること。 土地開発に関すること。 土地開発公社に関すること。 宅地及び工業用地の分譲に関すること。 人口減少対策の総合企画及び調整に関すること。 結婚支援に関すること。 その他移住定住に関すること。 (ふるさと納税特別任務室) ふるさと納税の返礼品開発に関すること。 ふるさと納税の寄付金活用事業に関すること。 ふるさと納税の広報及び周知活動に関すること。 その他、プロジェクトチームが必要と認める事項に関すること。

第5節 住民生活課（災害対策本部では住民生活部）

1 災害対応業務

（1）住民生活部会計班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	応急対策経費の出納に関すること			1名						
B	災害経費の出納に関すること			1名						
B	災害弔慰金の支給に関すること							1名		
A	生活福祉資金等の貸付けに関すること							2名		

（2）住民生活部保健防疫班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること	1名								
A	災害情報、被災者の安否問合せに関する電話・窓口対応に関すること	1名								
A	生活必需品の調達に関すること			1名						
B	罹災証明書の発行に関すること				3名					
B	被災者相談窓口の設置に関すること				1名					
B	遺体処理、埋・火葬の事務、身元確認等に関すること				1名					
B	被害状況調査に関すること				1名					
B	行方不明者の捜査活動に関すること					1名				
B	被害世帯の調査に関すること						2名			
B	災害救助法関係の連絡調整に関すること						1名			
C	部内の調整に関すること						1名			

（3）住民生活部災害廃棄物対策班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	ごみ及びし尿の処理に関すること	1名								
A	災害廃棄物に関すること			2名						
B	犬・猫等ペットに関すること			1名						
B	応急危険度判定に関すること						2名			

2 優先的通常業務

(1) 住民生活課税務係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
D	土地家屋台帳名寄帳に関すること。							1名		
D	地籍図の管理に関すること。							1名		

(2) 住民生活課窓口保険係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	来庁者の総合案内に関すること。			2名						
B	埋火葬許可書等の交付及び火葬場使用の申込受付に関すること。					1名				
B	個人番号通知及び個人番号カードの交付に関すること。					1名				
B	戸籍、住民基本台帳及び既決犯罪に関すること。						1名			
D	印鑑の登録、廃止及び証明に関すること。							1名		
D	窓口関係の各種、証明書及び許可書の交付に関すること。							1名		
C	国民健康保険に関すること。							1名		
C	後期高齢者医療に関すること。							1名		
C	和田歯科診療所に関すること。							1名		

(3) 住民生活課環境温暖化対策係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	衛生に関すること。					1名				
B	墓地の許認可に関すること。					1名				
D	建築物の建築確認に関すること。							1名		
C	公害に関すること。							1名		
C	犬、猫に関すること。							1名		
C	動物愛護に関すること。							1名		

3 非常時休止業務

休止業務	
(税務係) 町県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税及び諸税の賦課徴収に関する事 標識の交付に関する事。 税務関係の証明に関する事。 固定資産の評価に関する事。 固定資産評価審査委員会に関する事。 税以外の滞納繰越分の総合調整に関する事。 長野県地方税滞納整理機構に関する事。 公図の修正に関する事。 その他税務に関する事。	(環境温暖化対策係) 環境保全、自然保護に関する事。 景観計画及び景観条例に関する事。 地球温暖化対策の推進に関する事。 環境マネジメントシステムに関する事。 景観及び地球温暖化に関する庁内調整に関する事。 太陽光発電等自然エネルギーに関する事。 屋外広告に関する事。 開発事業に関する事。 景観並びに地球温暖化に関する事。 一般廃棄物収集及び処理に関する事。 ごみ減量化推進に関する事。
(窓口保険係) 人口動態に関する事。 国民年金に関する事。 その他窓口及び保険業務に関する事。	

第6節 保健福祉課（保育園を除く）（災害対策本部では保健福祉部救助班）

1 災害対応業務

（1）保健福祉部救助班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	要配慮者に関すること	2名								
A	防疫に関すること	1名								
A	要配慮者、特に避難行動要支援者の安全確保及び避難支援に関すること。	2名								
A	医療、医薬品及び衛生材料に関すること	1名								
A	救助物資に関する各部との調整連絡に関すること	2名								
A	福祉避難所の開設及び管理に関すること	1名								
A	救護所の設置に関すること	1名								
B	食品衛生に関すること	1名								
B	介護関係に関すること	1名								
B	医療業務及び医療施設の維持管理に関すること	1名								
B	負傷者の収容及び救護に関すること	1名								
B	避難所の保健衛生に関すること	2名								
B	避難住民の健康相談・栄養指導に関すること	2名								
B	社会福祉施設に関すること	1名								
B	保健所及び関係機関との連絡に関すること	1名								
A	罹災者の援護に関すること				1名					
B	被害状況調査に関すること				1名					
C	ボランティアに関すること(社会福祉協議会と連絡調整)						1名			

2 優先的通常業務

(1) 保健福祉課福祉係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	福祉の啓発及び推進並びに総合相談に関すること。	1名								
A	障害児者等の福祉に関すること。	1名								
A	福祉医療に関すること。	2名								
B	民生児童委員、保護司等に関すること。	1名								
B	社会福祉協議会に関すること。	1名								
C	その他福祉全般に関すること。	1名								
B	行旅病人及び行旅死亡人に関すること。						1名			
C	生活支援に関すること。							1名		

(2) 保健福祉課介護高齢者支援係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	介護保険に関すること。				1名					
B	高齢者の福祉に関すること。				2名					
B	地域包括支援に関すること。				1名					
C	居宅介護支援事業者に関すること。				1名					
C	その他介護及び高齢者に関すること。				1名					

(3) 保健福祉課健康づくり係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	その他町民の健康全般に関すること。				1名					
B	組合立病院及び老人保健施設に関すること。				1名					
B	保健福祉総合センターの管理運営に関すること。				1名					
C	母子保健に関すること。				1名					
C	精神保健に関すること。				1名					
C	難病その他の疾病に関すること。				1名					

(4) 保健福祉課子育て支援係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	児童手当、ひとり親、里親に関すること。				1名					
C	その他保育園に関すること。				1名					
C	子育て支援センターの管理及び運営に関すること。				1名					
C	子育て支援に関すること。				1名					

(5) 保健福祉課人権男女共同参画係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
C	児童館の管理運営並びに児童クラブ及び学童保育に関すること。				1名					
C	その他人権及び男女共同参画に関すること。				1名					

3 非常時休止業務

休止業務	
(福祉係) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び軍人恩給に関すること。 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 福祉団体の育成指導に関すること。 (介護高齢者支援係) 地域支援事業に関すること。 (健康づくり係) 健康管理計画の企画及び医療機関等との連絡調整に関すること。 予防接種及び感染症予防並びに結核予防に関すること。 成人保健及び高齢者の健康づくりに関すること。 薬物乱用防止に関すること。 献血の推進に関すること。	(子育て支援係) 次世代育成に関すること。 保育園入退園、利用者負担額（保育料）及び特別保育事業に関すること。 保育園運営委員会及び保育園認可に関すること。 (人権男女共同参画係) 人権教育の計画、研究並びに総合的な推進及び実施に関すること。 人権教育の研修及び啓発並びに連絡調整に関すること。 人権擁護委員会に関すること。 隣保館の管理運営に関すること。 同和対策事業に関すること。 同和地区住宅新築資金等貸付けに関すること。 人権男女共同参画係の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること。 男女共同参画社会づくり事業に関すること。 図書業務に関すること。

第7節 保育園（災害対策本部では保健福祉部保育園班）

1 災害対応業務

（1）保健福祉部保育園班ながと保育園

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	保育園児の避難及び収容に関すること	2名								
A	保育園内の応急対策に関すること	1名								
A	保護者への引渡しに関すること	2名								
A	応急保育に関すること	1名								
B	被害状況調査に関すること		1名							
B	被災した保育園児の心のケアに関すること						1名			

（2）保健福祉部保育園班和田保育園

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	保育園児の避難及び収容に関すること	2名								
A	保育園内の応急対策に関すること	1名								
A	保護者への引渡しに関すること	2名								
A	応急保育に関すること	1名								
B	被害状況調査に関すること		1名							
B	被災した保育園児の心のケアに関すること						1名			

2 優先的通常業務

なし（全ての通常業務を休止する）

3 非常時休止業務

休止業務
保育園の運営に関すること。 保育園施設の整備改善に関すること。 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第72条第1項に規定する事項に関すること。 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

第8節 産業建設課（災害対策本部では産業建設部）

1 災害対応業務

（1）産業建設部農政班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する こと	1名								
B	部内の調整に関する こと	1名								
B	応急食料の調達に関する こと			1名						
C	被害状況調査に関する こと			1名						
C	農作物の応急対策に関する こと						1名			
C	畜産関係の応急対策に関する こと						1名			
C	園芸特産関係の応急対策に関する こと						1名			

（2）産業建設部商工観光班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	観光客に対する応急対策に関する こと	1名								
B	風評被害対策に関する こと			1名						
B	商工業者に係る応急対策に関する こと			1名						
C	被害状況調査に関する こと			1名						

(3) 産業建設部建設林務班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	道路、橋梁、河川、ため池の応急対策に関する事	2名								
A	部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事	2名								
A	がれき、障害物の除去に関する事	1名								
A	砂防及び地すべりの応急対策に関する事	1名								
A	農地、農業用施設等の応急対策に関する事	1名								
A	林地、治山施設の応急対策に関する事	1名								
B	災害応急資材、機械の調達、確保に関する事	1名								
B	道路の迂回路の設定、交通規制に関する事	1名								
B	林道の応急対策に関する事	1名								
B	被害状況調査に関する事	1名								
C	鳥獣に関する事							1名		

(4) 産業建設部上下水道班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	飲料水の確保・供給に関する事	2名								
A	配水施設、湧水の保安及び衛生管理、供給に関する事	2名								
A	水道施設の応急対策に関する事	1名								
A	下水道施設の応急対策に関する事	1名								
B	被害状況調査に関する事	1名								

(5) 産業建設部別荘開発班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	観光開発地域に係る応急対策に関する事	1名								
B	被害状況調査に関する事	1名								

2 優先的通常業務

(1) 産業建設課農政係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
C	道の駅の管理運営に関すること。					1名				
D	農業団体との連絡調整に関すること。							1名		
C	農産物及び農業施設被害に関すること。							1名		
C	農業用施設の災害復旧及び応急工事に関すること。							1名		
D	その他農政耕地に関すること。							1名		

(2) 産業建設課商工観光係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
D	職業の紹介及び雇用安定に関すること。							1名		
C	勤労者の福祉に関すること。							1名		
D	その他商工観光に関すること。							1名		

(3) 産業建設課建設林務係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	道路及び橋梁(りょう)の整備及び維持管理に関すること。	1名								
A	河川及び水利に関すること。	1名								
A	砂防及び地すべり等防止に関すること。	1名								
A	道路、橋梁(りょう)及び河川の災害復旧及び応急工事に関すること。	1名								
B	土木施設の設置及び改良に関すること。	1名								
B	林業施設及び林野の防災及び災害復旧に関すること。	1名								
C	その他建設林務に関すること。	1名								

(4) 産業建設課別荘係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
D	その他町営別荘に関すること。							1名		

3 非常時休止業務

休止業務	
(農政係) 農業の振興及び指導に関すること。 畜産振興及び指導に関すること。 水産業の振興及び指導に関すること。 農業委員会に関すること。 米の生産調整及び米穀管理等に関すること。 農業経営資金及び利子補給等に関すること。 農業総合計画に関すること。 農地利用に関すること。 有害鳥獣及び病虫害の駆除に関すること。 畑作物、園芸振興及び指導に関すること。 農業者年金に関すること。 農業構造改善事業に関すること。 山村振興事業に関すること。 地場産業の掘り起こしに関すること。 特産品の開発研究に関すること。 グリーンツーリズムに関すること。 農畜産物直売所に関すること。 土地改良事業に関すること。 農業用施設の設置及び改良に関すること。 (商工観光係) 商工業の振興に関すること。 商工団体の育成及び労働団体に関すること。 商工業制度資金に関すること。 雇用対策に関すること。 企業誘致に関すること。 商工会に関すること。 観光振興に関すること。 観光情報の収集及び提供に関すること。 振興公社等との連絡調整に関すること。 鷹山温泉に関すること。 計量器に関すること。	(建設林務係) 道路及び河川の環境整備並びにその指導に関すること。 道路及び河川の期成同盟会の連絡調整に関すること。 森林計画に関すること。 町有林の経営管理に関すること。 治山事業及び保安林に関すること。 鳥獣保護及び獣害に関すること。 林業関係団体との連絡調整に関すること。 林業関係資金に関すること。 特殊林産に関すること。 林業構造改善事業に関すること。 林業就労者対策に関すること。 鉱業に関すること。 公園に関すること。 交通安全思想の普及及び向上に関すること。 交通災害共済に関すること。 おたや祭対策委員会に関すること。 未登記物件に関すること。 古町財産区に関すること。 (別荘係) 町営別荘のあり方に関すること。 別荘地マスタープランに関すること。 町営別荘地の管理運営に関すること。

第9節 教育課（災害対策本部では教育部）

1 災害対応業務

（1）教育部社会教育班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
B	部内の連絡調整に関する事	1名								
A	部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事			1名						
A	施設利用者の避難及び収容に関する事			1名						
B	社会教育施設の応急対策に関する事			1名						
B	文化財の応急対策に関する事			1名						
B	同和教育施設の応急対策に関する事			1名						
B	被害状況調査に関する事			1名						

（2）教育部学校教育班

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	児童生徒等の避難及び収容に関する事	2名								
A	保護者への引き渡しに関する事	2名								
A	学校施設の応急対策に関する事			1名						
B	学校再開の関係機関との調整に関する事						1名			
B	被害状況調査に関する事						1名			
B	被災した児童生徒等の心のケアに関する事							1名		
B	応急教育に関する事							1名		
B	罹災児童及び生徒の応急教育に関する事							1名		
B	教育施設の保健衛生に関する事							1名		
C	被災世帯の児童生徒等に係る教材、学用品の交付に関する事							1名		

2 優先的通常業務

(1) 教育課学校教育係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
A	学校安全に関すること。	1名								
B	広報に関すること。	1名								
B	学校保健に関すること。	1名								
C	学校給食に関すること。	1名								
C	児童及び生徒の就学に関すること。	1名								
D	前各号に掲げるもののほか、他係の所管に属しないこと。	1名								
D	職員(学校職員を除く。)の服務に関すること。							1名		
D	職員(学校職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。							1名		

(2) 教育課文化財係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
C	町の保有する文化財関連施設の整備、管理及び運営に関すること。							1名		
D	前各号に掲げるもののほか、文化財の保護に関すること。							1名		

(3) 教育課社会教育係

優先度	災害対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
D	町営体育施設の管理運営に関すること。							1名		
D	前各号に掲げるもののほか、生涯学習に関すること。							1名		

3 非常時休止業務

休止業務	
(学校教育係) 教育委員会の会議に関すること。 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、分限及び懲戒に関すること。 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申し出に関すること。 工事計画の策定及び教育財産の取得の申し出に関すること。 教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 教育財産の管理に関すること。 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。 請願又は陳情等の処理に関すること。 公告式に関すること。 調査及び統計に関すること。 公印の管守に関すること。 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。 学校教育係の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること。 学校の設置、廃止及び管理運営に関すること。 小中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 学齢簿の調整、整理及び保管に関すること。 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。 学校職員の服務に関すること。 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。 学級編成に関すること。 教育内容及びその取扱いに関すること。 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 学校職員の研修及び福利厚生に関すること。 奨学金の貸与及び教育支援委員会に関すること。 学校教育功労者の表彰に関すること。 教員住宅の管理及び入退去事務に関すること。	(文化財係) 埋蔵文化財の保護、調査及び研究に関すること。 旧中山道和田宿及び長久保宿の町並み保存及び整備に関すること。 伝統芸能及び工芸の保存及び伝承に関すること。 天然記念物及び希少動植物の保護に関すること。 文化財係の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること。 文献及び歴史的資料の保存に関すること。 (社会教育係) 公民館その他社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 公民館運営審議会委員及び社会教育委員並びに体育指導委員の委嘱及び会議に関すること。 社会教育団体の指導及び育成並びに講演会、展示会等の開催奨励に関すること。 生涯学習資料の刊行配布、情報の交換及び調査研究に関すること。 生涯学習にかかわる各種学級、講座等の開設に関すること。 生涯学習の情報収集、研究等に関すること。 社会体育に関すること。 スポーツの振興に関すること。 町営体育施設の管理運営に関すること。 文化、芸術及び芸能に関すること。 分館事業指導連絡提携に関すること。 青少年、成人及び高齢者の学習に関すること。 社会教育係の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること。

第8章 災害対策本部管理業務

第1節 最優先解決業務（A）

業務概要	業務種類	担当課係	必要職員数	着手	完了
職員・来庁者の救助・搬送に関する事	災害対応	全班	必要数	直ちに	3時間以内
所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事	災害対応	全班	必要数	直ちに	6時間以内
保護者への引渡しに関する事	災害対応	保育班	2名	直ちに	12時間以内
被災者の誘導及び収容に関する事	災害対応	危機管理班	1名	直ちに	72時間以内
保育園児の避難及び収容に関する事	災害対応	保育班	2名	直ちに	72時間以内
保育園内の応急対策に関する事	災害対応	保育班	1名	直ちに	72時間以内
観光客に対する応急対策に関する事	災害対応	商工観光班	1名	直ちに	72時間以内
農地、農業用施設等の応急対策に関する事	災害対応	建設林務班	1名	直ちに	72時間以内
林地、治山施設の応急対策に関する事	災害対応	建設林務班	1名	直ちに	72時間以内
児童生徒等の避難及び収容に関する事	災害対応	学校教育班	2名	直ちに	72時間以内
保護者への引渡しに関する事	災害対応	学校教育班	2名	直ちに	72時間以内
道路、橋梁、河川、ため池の応急対策に関する事	災害対応	建設林務班	2名	直ちに	1週間以内
水道施設の応急対策に関する事	優先的	上下水道班	1名	直ちに	1週間以内
下水道施設の応急対策に関する事	優先的	上下水道班	1名	直ちに	1週間以内
各室・部班員の動員配備に関する事	災害対応	全班	必要数	直ちに	1か月以内
災害対策本部及び各室・部間の連絡調整に関する事	災害対応	全班	必要数	直ちに	1か月以内
所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること）	災害対応	全班	必要数	直ちに	1か月以内
庁内ネットワークシステムに関する事。	優先的	情報管理係	1名	直ちに	1か月以内
情報通信機器の管理に関する事。	優先的	情報管理係	1名	直ちに	1か月以内
消防団及び消防委員会に関する事。	優先的	危機管理係	2名	直ちに	1か月以内
消防施設及び水防施設に関する事。	優先的	危機管理係	2名	直ちに	1か月以内
防災及び防災会議に関する事。	優先的	危機管理係	2名	直ちに	1か月以内
防災行政無線に関する事。	優先的	危機管理係	1名	直ちに	1か月以内
本部の設置及び本部の設置の通知に関する事	災害対応	危機管理班	2名	直ちに	1か月以内

業務概要	業務種類	担当課係	必要 職員数	着手	完了
本部及び本部員会議の運営に関する連絡調整・渉外・庶務に関すること	災害対応	危機管理班	2名	直ちに	1か月以内
テレメータ情報、気象予報及び警報、地震情報等災害に関する情報の受理・伝達に関すること	災害対応	危機管理班	1名	直ちに	1か月以内
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令・周知に関すること	災害対応	危機管理班	1名	直ちに	1か月以内
配備体制、職員の動員に関すること	災害対応	危機管理班	2名	直ちに	1か月以内
避難所の開設及び管理に関すること	災害対応	危機管理班	3名	直ちに	1か月以内
通信施設（防災行政無線）の応急対策に関すること	災害対応	危機管理班	1名	直ちに	1か月以内
本部の発表に関すること	災害対応	情報広報班 業務	1名	直ちに	1か月以内
災害に係る広報に関すること	災害対応	情報広報班 業務	1名	直ちに	1か月以内
庁舎内情報システムの維持管理に関すること	災害対応	情報広報班 業務	1名	直ちに	1か月以内
放送施設（CATV等）・通信施設（音声告知端末等）の応急対策に関すること	災害対応	情報広報班 業務	1名	直ちに	1か月以内
災害情報に関する電話・窓口対応に関すること	災害対応	企画政策班	2名	直ちに	1か月以内
災害情報の収集、分析及び災害広報に関すること	災害対応	企画政策班	1名	直ちに	1か月以内
部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること	災害対応	企画政策班	1名	直ちに	1か月以内
本部活動に必要な資機材及び緊急車両等の確保対策に関すること	災害対応	財政管財班	1名	直ちに	1か月以内
部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること	災害対応	保健防疫班	1名	直ちに	1か月以内
災害情報、被災者の安否問合せに関する電話・窓口対応に関すること	災害対応	保健防疫班	1名	直ちに	1か月以内
ごみ及びし尿の処理に関すること	災害対応	災害廃棄物 対策班	1名	直ちに	1か月以内
福祉の啓発及び推進並びに総合相談に関すること。	優先的	福祉係	1名	直ちに	1か月以内
障害児者等の福祉に関すること。	優先的	福祉係	1名	直ちに	1か月以内
福祉医療に関すること。	優先的	福祉係	2名	直ちに	1か月以内
要配慮者に関すること	災害対応	救助班	2名	直ちに	1か月以内
要配慮者、特に避難行動要支援者の安全確保及び避難支援に関すること。	災害対応	救助班	2名	直ちに	1か月以内
医療、医薬品及び衛生材料に関すること	災害対応	救助班	1名	直ちに	1か月以内
救助物資に関する各部との調整連絡に関すること	災害対応	救助班	2名	直ちに	1か月以内
道路及び橋梁（りょう）の整備及び維持管理に関すること。	優先的	建設林務係	1名	直ちに	1か月以内
河川及び水利に関すること。	優先的	建設林務係	1名	直ちに	1か月以内
砂防及び地すべり等防止に関すること。	優先的	建設林務係	1名	直ちに	1か月以内
業務概要	業務種類	担当課係	必要	着手	完了

			職員数		
道路、橋梁（りょう）及び河川の災害復旧及び応急工事に関する事。	優先的	建設林務係	1名	直ちに	1か月以内
部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事	災害対応	農政班	1名	直ちに	1か月以内
部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事	災害対応	建設林務班	2名	直ちに	1か月以内
がれき、障害物の除去に関する事	災害対応	建設林務班	1名	直ちに	1か月以内
砂防及び地すべりの応急対策に関する事	災害対応	建設林務班	1名	直ちに	1か月以内
飲料水の確保・供給に関する事	優先的	上下水道班	2名	直ちに	1か月以内
配水施設、湧水の保安及び衛生管理、供給に関する事	優先的	上下水道班	2名	直ちに	1か月以内
学校安全に関する事。	優先的	学校教育係	1名	直ちに	1か月以内
応急保育に関する事	災害対応	保育班	1名	1時間以内	72時間以内
観光開発地域に係る応急対策に関する事	優先的	別荘開発班	1名	1時間以内	1週間以内
自衛隊の災害派遣要請に関する事	災害対応	危機管理班	1名	1時間以内	1か月以内
防疫に関する事	災害対応	救助班	1名	1時間以内	1か月以内
福祉避難所の開設及び管理に関する事	災害対応	救助班	1名	1時間以内	1か月以内
救護所の設置に関する事	災害対応	救助班	1名	1時間以内	1か月以内
告知放送に関する事。	優先的	情報管理係	1名	3時間以内	1か月以内
情報セキュリティに関する事。	優先的	情報管理係	1名	3時間以内	1か月以内
危機管理に関する事。	優先的	危機管理係	2名	3時間以内	1か月以内
避難所・被災地等への食料及び生活必需品の供給に関する事	災害対応	危機管理班	2名	3時間以内	1か月以内
本部長命令、その他指令の伝達に関する事	災害対応	危機管理班	1名	3時間以内	1か月以内
現地本部の設置に関する事	災害対応	危機管理班	1名	3時間以内	1か月以内
緊急輸送車両に関する事	災害対応	危機管理班	1名	3時間以内	1か月以内
庁舎等の防災及び修理に関する事	災害対応	財政管財班	1名	3時間以内	1か月以内
生活必需品の調達に関する事	災害対応	保健防疫班	1名	3時間以内	1か月以内
所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事	災害対応	全班	必要数	6時間以内	1か月以内
物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事	災害対応	全班	必要数	6時間以内	1か月以内
情報の収集及び発信に関する事。	優先的	情報管理係	1名	6時間以内	1か月以内
災害廃棄物に関する事	災害対応	災害廃棄物対策班	2名	6時間以内	1か月以内
部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事	災害対応	社会教育班	1名	6時間以内	1か月以内

業務概要	業務種類	担当課係	必要 職員数	着手	完了
施設利用者の避難及び収容に関すること	災害対応	社会教育班	1 名	6 時間 以内	1 か月 以内
学校施設の応急対策に関すること	災害対応	学校教育班	1 名	6 時間 以内	1 か月 以内
罹災者の援護に関すること	災害対応	救助班	1 名	12 時間 以内	1 か月 以内
生活福祉資金等の貸付けに関すること	災害対応	会計班	2 名	1 週間 以内	1 か月 以内

第2節 優先解決業務（B）

業務種類	業務種類	担当課係	必要職員数	着手	完了
各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること	災害対応	全班	必要数	直ちに	3時間以内
使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること	災害対応	全班	必要数	直ちに	6時間以内
その他本部長の命ずる事項に関すること	災害対応	全班	必要数	直ちに	1か月以内
住民組織その他町民との連携調整に関すること。	優先的	各支所	各1名	直ちに	1か月以内
庁舎の維持管理に関すること。	優先的	各支所	各1名	直ちに	1か月以内
人的・住家被害、避難状況等の災害情報の収集、各部の被害状況の取りまとめ及び県災害対策本部、関係機関への報告に関すること	災害対応	危機管理班	2名	直ちに	1か月以内
負傷者の収容及び救護に関すること	災害対応	救助班	1名	直ちに	1か月以内
土木施設の設置及び改良に関すること。	優先的	建設林務係	1名	直ちに	1か月以内
林業施設及び林野の防災及び災害復旧に関すること。	優先的	建設林務係	1名	直ちに	1か月以内
被害状況調査に関すること	災害対応	建設林務班	1名	直ちに	1か月以内
被害状況調査に関すること	災害対応	上下水道班	1名	直ちに	1か月以内
被害状況調査に関すること	災害対応	別荘開発班	1名	直ちに	1か月以内
広報に関すること。	優先的	学校教育係	1名	直ちに	1か月以内
学校保健に関すること。	優先的	学校教育係	1名	直ちに	1か月以内
林道の応急対策に関すること	災害対応	建設林務班	1名	1時間以内	1週間以内
県及び他市町村への応援要請に関すること	災害対応	危機管理班	1名	1時間以内	1か月以内
関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関すること	災害対応	危機管理班	1名	1時間以内	1か月以内
ヘリコプターの派遣要請に関すること	災害対応	危機管理班	1名	1時間以内	1か月以内
炊出しに関すること	災害対応	危機管理班	1名	1時間以内	1か月以内
生活必需品等救護物品の確保及び配分に関すること	災害対応	危機管理班	1名	1時間以内	1か月以内
民生児童委員、保護司等に関すること。	優先的	福祉係	1名	1時間以内	1か月以内
行旅病人及び行旅死亡人に関すること。	優先的	福祉係	1名	1時間以内	1か月以内
食品衛生に関すること	災害対応	救助班	1名	1時間以内	1か月以内
介護関係に関すること	災害対応	救助班	1名	1時間以内	1か月以内
医療業務及び医療施設の維持管理に関すること	災害対応	救助班	1名	1時間以内	1か月以内

業務種類	業務種類	担当課係	必要職員数	着手	完了
避難所の保健衛生に関すること	災害対応	救助班	2名	1時間以内	1か月以内
避難住民の健康相談・栄養指導に関すること	災害対応	救助班	2名	1時間以内	1か月以内
社会福祉施設に関すること	災害対応	救助班	1名	1時間以内	1か月以内
部内の調整に関すること	災害対応	農政班	1名	1時間以内	1か月以内
災害応急資材、機械の調達、確保に関すること	災害対応	建設林務班	1名	1時間以内	1か月以内
道路の迂回路の設定、交通規制に関すること	災害対応	建設林務班	1名	1時間以内	1か月以内
自主防災組織に関すること。	優先的	危機管理係	1名	3時間以内	1か月以内
広域消防に関すること。	優先的	危機管理係	1名	3時間以内	1か月以内
その他危機防災に関すること。	優先的	危機管理係	1名	3時間以内	1か月以内
町営住宅等の維持管理に関すること。	優先的	移住定住係	1名	3時間以内	1か月以内
公共施設、公営住宅に関する災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること	災害対応	財政管財班	1名	3時間以内	1か月以内
応急対策経費の出納に関すること	災害対応	会計班	1名	3時間以内	1か月以内
災害経費の出納に関すること	災害対応	会計班	1名	3時間以内	1か月以内
保健所及び関係機関との連絡に関すること	災害対応	救助班	1名	3時間以内	1か月以内
被害状況調査に関すること	災害対応	保育園班	各1名	3時間以内	1か月以内
商工業者に係る応急対策に関すること	災害対応	商工観光班	1名	6時間以内	72時間以内
他室・部他班の応援・協力に関すること	災害対応	全班	必要数	6時間以内	1か月以内
各課分掌事務の連絡調整に関すること。	優先的	総務係	1名	6時間以内	1か月以内
長和町ケーブルテレビ施設の管理運営に関すること。	優先的	情報管理係	1名	6時間以内	1か月以内
高度情報ネットワークの管理に関すること。	優先的	情報管理係	1名	6時間以内	1か月以内
地区担当に関すること。	優先的	企画政策係	1名	6時間以内	1か月以内
来庁者の総合案内に関すること。	優先的	窓口保険係	2名	6時間以内	1か月以内
罹災証明書の発行に関すること	災害対応	保健防疫班	3名	6時間以内	1か月以内
被災者相談窓口の設置に関すること	災害対応	保健防疫班	1名	6時間以内	1か月以内
遺体処理、埋・火葬の事務、身元確認等に関すること	災害対応	保健防疫班	1名	6時間以内	1か月以内
被害状況調査に関すること	災害対応	保健防疫班	1名	6時間以内	1か月以内
犬・猫等ペットに関すること	災害対応	災害廃棄物対策班	1名	6時間以内	1か月以内
応急食料の調達に関すること	災害対応	農政班	1名	6時間以内	1か月以内

業務種類	業務種類	担当課係	必要 職員数	着手	完了
風評被害対策に関すること	災害対応	商工観光班	1名	6時間 以内	1か月 以内
社会教育施設の応急対策に関すること	災害対応	社会教育班	1名	6時間 以内	1か月 以内
文化財の応急対策に関すること	災害対応	社会教育班	1名	6時間 以内	1か月 以内
同和教育施設の応急対策に関すること	災害対応	社会教育班	1名	6時間 以内	1か月 以内
被害状況調査に関すること	災害対応	社会教育班	1名	6時間 以内	1か月 以内
学校再開の関係機関との調整に関すること	災害対応	学校教育班	1名	6時間 以内	1か月 以内
被害状況調査に関すること	災害対応	学校教育班	1名	6時間 以内	1か月 以内
宿日直に関すること。	優先的	総務係	1名	12時間 以内	1か月 以内
支所の住民組織その他町民との連携調整に関すること。	優先的	総務係	1名	12時間 以内	1か月 以内
被害状況調査に関すること	災害対応	情報広報班	1名	12時間 以内	1か月 以内
報道への資料提供に関すること	災害対応	情報広報班	1名	12時間 以内	1か月 以内
本庁舎及び本庁舎駐車場の管理及び営繕に関すること。	優先的	財政管財係	1名	12時間 以内	1か月 以内
物品の出納及び保管に関すること。	優先的	財政管財係	1名	12時間 以内	1か月 以内
公用車の管理に関すること。	優先的	財政管財係	1名	12時間 以内	1か月 以内
行方不明者の捜査活動に関すること	災害対応	保健防疫班	1名	12時間 以内	1か月 以内
介護保険に関すること。	優先的	介護高齢者 支援係	1名	12時間 以内	1か月 以内
高齢者の福祉に関すること。	優先的	介護高齢者 支援係	2名	12時間 以内	1か月 以内
地域包括支援に関すること。	優先的	介護高齢者 支援係	1名	12時間 以内	1か月 以内
その他町民の健康全般に関すること。	優先的	健康づくり 係	1名	12時間 以内	1か月 以内
組合立病院及び老人保健施設に関すること。	優先的	健康づくり 係	1名	12時間 以内	1か月 以内
保健福祉総合センターの管理運営に関すること。	優先的	健康づくり 係	1名	12時間 以内	1か月 以内
児童手当、ひとり親、里親に関すること。	優先的	子育て支援 係	1名	12時間 以内	1か月 以内
被害状況調査に関すること	災害対応	救助班	1名	12時間 以内	1か月 以内
遺体の捜索・安置等に関すること	災害対応	危機管理班	1名	24時間 以内	1か月 以内
受援に関すること	災害対応	危機管理班	1名	24時間 以内	1か月 以内
議会への連絡に関すること	災害対応	危機管理班	1名	24時間 以内	1か月 以内
部内の調整に関すること	災害対応	危機管理班	1名	24時間 以内	1か月 以内
被災住宅に関すること	災害対応	財政管財班	1名	24時間 以内	1か月 以内

業務種類	業務種類	担当課係	必要職員数	着手	完了
埋火葬許可書等の交付及び火葬場使用の申込受付に関する事。	優先的	窓口保険係	1名	24時間以内	1か月以内
個人番号通知及び個人番号カードの交付に関する事。	優先的	窓口保険係	2名	24時間以内	1か月以内
衛生に関する事。	優先的	環境温暖化対策課	1名	24時間以内	1か月以内
墓地の許認可に関する事。	優先的	環境温暖化対策課	1名	24時間以内	1か月以内
住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関する事	災害対応	全班	必要数	72時間以内	1か月以内
災害救助法の適用に関する事	災害対応	危機管理班	1名	72時間以内	1か月以内
被災者台帳の作成に関する事	災害対応	企画政策班	2名	72時間以内	1か月以内
災害経費の予算措置に関する事	災害対応	財政管財班	1名	72時間以内	1か月以内
災害義援金品、見舞金に関する事	災害対応	財政管財班	1名	72時間以内	1か月以内
戸籍、住民基本台帳及び既決犯罪に関する事。	優先的	窓口保険係	3名	72時間以内	1か月以内
被害世帯の調査に関する事	災害対応	保健防疫班	2名	72時間以内	1か月以内
災害救助法関係の連絡調整に関する事	災害対応	保健防疫班	1名	72時間以内	1か月以内
応急危険度判定に関する事	災害対応	災害廃棄物対策班	2名	72時間以内	1か月以内
社会福祉協議会に関する事。	優先的	福祉係	1名	72時間以内	1か月以内
被災した保育園児の心のケアに関する事	災害対応	保育園班	各1名	72時間以内	1か月以内
被災した児童生徒等の心のケアに関する事	災害対応	学校教育班	1名	72時間以内	1か月以内
応急教育に関する事	災害対応	学校教育班	1名	72時間以内	1か月以内
罹災児童及び生徒の応急教育に関する事	災害対応	学校教育班	1名	72時間以内	1か月以内
教育施設の保健衛生に関する事	災害対応	学校教育班	1名	72時間以内	1か月以内
本部の応急対策に係る物品の購入に関する事	災害対応	財政管財班	1名	1週間以内	1か月以内
被災者の公営住宅優先入居に関する事	災害対応	財政管財班	1名	1週間以内	1か月以内
災害弔慰金の支給に関する事	災害対応	会計班	1名	1週間以内	1か月以内
応急仮設住宅の建設に関する事	災害対応	財政管財班	1名	2週間以内	1か月以内

長和町業務継続計画

令和 8 年 3 月

編集・発行 長和町総務課